

中能登町地域防災計画

一般災害対策編

沿革 平成 18 年 12 月 20 日作成
平成 21 年 11 月 19 日修正
平成 23 年 3 月 22 日修正
平成 25 年 3 月 28 日修正
平成 26 年 10 月 27 日修正
平成 28 年 3 月 22 日修正
平成 30 年 3 月 22 日修正
令和 2 年 3 月 27 日修正
令和 5 年 3 月 1 日修正

令和 5 年修正

中能登町防災会議

中能登町地域防災計画 = 一般災害対策編 =

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的.....	1
第2節 基本理念.....	2
第3節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第4節 地形概説.....	5
第2章 災害に関する情報の収集及び伝達計画	6
第1節 気象業務法に定める予報・注意報、警報等の細分区域及び種類並びに 発表基準.....	6
第2節 災害予警報の伝達体制.....	19
第3節 災害予警報別の伝達.....	20
第4節 災害情報の収集・伝達.....	24
第5節 災害広報.....	29
第3章 災害予防計画	31
第1節 防災知識の普及.....	33
第2節 町民及び事業者等のとるべき措置.....	36
第3節 自主防災組織の育成.....	40
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備.....	42
第5節 防災訓練の充実.....	44
第6節 防災体制の整備.....	47
第7節 通信施設災害予防.....	51
第8節 水害予防.....	52
第9節 風害予防.....	57
第10節 消防力の充実・強化.....	58
第11節 避難体制の整備.....	61
第12節 緊急輸送体制の整備.....	65
第13節 医療体制の整備.....	66

第 14 節	健康管理活動体制の整備	68
第 15 節	こころのケア体制の整備	69
第 16 節	食料及び生活必需品等の確保	70
第 17 節	要配慮者対策	72
第 18 節	農林災害予防	77
第 19 節	干ばつ災害予防	80
第 20 節	防災パトロール	81
第 21 節	建築物等災害予防	83
第 22 節	公共施設災害予防	85
第 23 節	地盤災害予防	92
第 24 節	防災資機材等の点検整備	95
第 4 章	災害応急対策計画	96
第 1 節	初動体制の確立	96
第 2 節	事前措置及び応急措置	102
第 3 節	通信手段の確保	104
第 4 節	消防防災ヘリコプターの活用等	107
第 5 節	消防活動	109
第 6 節	健康管理活動	111
第 7 節	救助・救急活動	112
第 8 節	災害医療及び救急医療	113
第 9 節	水防活動	116
第 10 節	災害救助法の適用	117
第 11 節	交通規制	122
第 12 節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	124
第 13 節	ライフライン施設の災害応急対策	126
第 14 節	公共土木施設等の災害応急対策	127
第 15 節	避難誘導等	129
第 16 節	給水活動	142
第 17 節	食料及び生活必需品の供給	145
第 18 節	障害物の除去	147
第 19 節	輸送手段の確保	149

第20節	防疫、保健衛生活動	150
第21節	要配慮者の安全確保	152
第22節	ボランティア活動の支援	155
第23節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	157
第24節	こころのケア活動	161
第25節	住宅の応急対策	162
第26節	文教対策	165
第27節	応急金融対策	169
第28節	農林産物災害応急対策	170
第29節	自衛隊の災害派遣	172
第5章	復旧・復興計画	175
第1節	公共施設災害の復旧	175
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	177
第3節	被災者への融資・支給	178
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	181
第5節	災害義援金・義援物資の配分	183
第6節	復興計画	184
第6章	複合災害対策	185
第1節	基本方針	185
第2節	災害予防対策	186
第3節	災害応急対策	187
第4節	災害復旧対策	188

第1章 総 則

第1節 目 的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流など、中能登町の地域に係る一般災害に対し、次の事項について定め、防災の万全を期するものとし、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

1 処理すべき事務、又は業務の大綱

町民及び町の地域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務、又は業務の大綱

2 災害予防計画

災害発生を未然に防止し、被害を最小限に軽減するため、防災施設の新設又は改良、平常からの訓練、一般住民への防災知識の普及等に関する災害予防計画

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策に関する計画

4 復旧・復興計画

災害発生後、被災した諸施設を復旧する等、将来の災害に備える災害復旧・復興計画

5 複合災害対策

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象における予防対策、応急対策、復旧対策

第2節 基本理念

本計画は、町、防災関係機関、事業所及び町民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に町をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、弾力的な運用を図る。

また、事業者及び町民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、町は果たすべき役割を的確に実施していくとともに、県や関係機関と相互に密接な連携を図る。

併せて、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動をはじめ、地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、防災関係機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

第3節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて中能登町に係る防災に寄与すべきものである。

それぞれの防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 町

- (1) 町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 町民への防災思想の普及、教育及び必要な訓練の実施
- (4) 警報の伝達及び避難指示
- (5) 災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び伝達
- (6) 災害の防御と拡大防止の対策
- (7) 被害者の救助、医療、防疫等救助保護の対策
- (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保
- (9) 災害時における文教対策及び交通、輸送の確保
- (10) 町が管理する被害施設の応急対策及び復旧対策
- (11) 被害施設の復旧及び被害産業に対する融資対策
- (12) 関係機関が実施する災害応急対策等の調査
- (13) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力
- (14) 避難訓練の実施に関すること

2 七尾警察署

- (1) 災害時における災害警備活動の指導、調整に関すること
- (2) 管内防災機関と連携した情報収集及び広報
- (3) 交通規制及び町民への避難等の措置
- (4) 防御作業への協力
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、見分、取扱

3 七尾鹿島消防本部（中能登消防署）

- (1) 火災からの住民の生命、身体及び財産の保護
- (2) 火災、地震、水害等の災害防除と災害による被害の軽減
- (3) 被害者の救急業務及び救難、救助並びに消防団員の動員要請

4 郵便局

- (1) 避難先及び被災情報等災害関係情報の相互提供
- (2) 所有又は管理する施設及び用地の避難場所・物資収集場所等としての提供
- (3) 必要に応じ避難場所への臨時の郵便差出箱の設置

5 能登わかば農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- (2) 農作物の災害応急対策の指導
- (3) 被災農家に対する融資のあっせん
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- (5) 農産物の受給調整

6 森林組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせん

7 商工会

- (1) 商工業者への融資、あっせん
- (2) 災害時における中央資金源の導入
- (3) 物価安定についての協力
- (4) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん

8 医療関係経営者

- (1) 被災時の病人等の収容、保護
- (2) 災害時における負傷者等の医療、助産、救助

9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧

第4節 地形概説

当町は、石川県能登半島のほぼ中央に位置し、北は能登の中心都市である七尾市、南は羽咋市、西は志賀町、東は富山県氷見市と接している。

また、県都金沢市、富山県富山市、奥能登の中心都市である輪島市からそれぞれ約50 kmと、高速交通系の整備が着々と進む中、各都市からの位置的な環境として良好な立地条件にある。

地勢は、邑知地溝帯を中心に平野部が七尾市から羽咋市まで広がり、その両翼を東側が石動山、西側が眉丈山をそれぞれ中心とする丘陵地が位置し、そこからは多くの小河川が流れ、日本の原風景とも言える田園地帯とそれを取り巻く丘陵地の緑、二宮川や長曾川などの潤いのある河川など身近な自然環境が豊富である。

国指定史跡の「石動山」や「雨の宮古墳」、「古墳公園とりや」は、豊かな自然や今なお過去が語りかけてくれるような古い歴史にふれることができ、町内外からたくさんの人々が訪れている。

第2章 災害に関する情報の収集及び伝達計画

第1節 気象業務法に定める予報・注意報、警報等の細分区域及び種類並びに発表基準

《県、消防本部》

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、特別警報についての情報等を発表する。町は、この情報について「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。

2 予報、注意報、警報の細分区域

(1) 石川県の地域細分

	一次細分区分	二次細分区分
石川県	加賀	金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町
	能登	七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町
	沿岸の地域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）	

※一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

(注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称

能登北部・・・珠洲市、輪島市、穴水町、能登町

能登南部・・・七尾市、羽咋市、中能登町、志賀町、宝達志水町

加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町

3 種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に非難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に現有されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
注意報	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は上記のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

ウ 警報等の基準

警報・注意報の発表基準や50年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については気象庁ホームページを参照。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧（令和4年3月24日現在）

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、本町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) R48、R03、SWI いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注4) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

地域					50年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一次細分区分	市町村等をまとめた区域	二次細分区分	R48	R03	SWI	SWI
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214	108

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和3年10月28日現在）

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
石川県	七尾	89	74

中能登町警報等の発表基準一覧表

(令和3年6月8日現在、金沢地方気象台)

発表官署		金沢地方気象台				
府県予報区		石川県				
一次細分区域		能登				
市町村等をまとめた地域		能登南部				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	108		
	洪水		流域雨量指数基準	二宮川流域=5.2、石塚川流域=4.6、長曾川流域=4.1、久江川流域=5.8		
			複合基準 ^{※1}	—		
			指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風		平均風速	20m/s		
	暴風雪		平均風速	20m/s、雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30 cm		
			山地	12時間降雪の深さ 45 cm		
	波浪		有義波高			
高潮		潮位				
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7		
			土壌雨量指数基準	81		
	洪水		流域雨量指数基準	二宮川流域=4.1、石塚川流域=3.6、長曾川流域=3.2、久江川流域=4.6		
			複合基準	—		
			指定河川洪水予報による基準	—		
	強風		平均風速	12m/s		
	風雪		平均風速	12m/s、雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15 cm		
			山地	12時間降雪の深さ 30 cm		
	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪		①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上			
	濃霧		視程	100m		
	乾燥		最小湿度40%で、実効湿度65%			
	なだれ		①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)			
	低温		夏期:最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-4℃以下			
霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下				
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm		

※1 複合基準: 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。
- (3) 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。
- (4) 大雨、洪水、大雪、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 地震や不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (6) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については、その欄を“－”で示している。
- (7) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、町内において単一の値をとる。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km四方毎に設定しているが、本表には町域内における基準の最低値を示している。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

(別表) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害） の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	概 要
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けにした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「災害切迫」(黒)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(3) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に町内において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と

同じ発表単位（加賀、能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀、能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(6) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（加賀・能登）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4 水防法に定める水防警報

(1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、水防警報が中能登土木総合事務所長より発表される。

■水防警報が発表される河川

河川名	区 域		発表者
二宮川	鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点 680m上流	海まで	中能登土木総合事務所長
羽咋川	羽咋市東釜屋町 邑知瀨からの流出点	海まで	羽咋土木事務所長

(2) 水防警報は、河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の4段階により必要な警報を発表する。

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
準 備	出 動	状 況	解 除
水防活動監視要員の出動を行い、水防資機材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの	水防活動要員が出動する必要がある旨を通知するもの	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の状況並びに越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	水防活動の終了を通知するもの

(3) 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

ア 知事の指定した河川（水位周知河川）の水位観測所及び氾濫注意水位

河川名	観測所名	地 先 名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
二宮川	二宮川橋	鹿島郡中能登町 徳前 14-1	二宮川橋	0.50m	0.70m
羽咋川	羽咋川的場	羽咋市的場町	的場	0.85m	1.15m

5 水位情報の通知及び周知

水防法第 13 条第 2 項に基づき、知事は、県管理である二宮川及び羽咋川において、避難判断水位（特別警戒水位）等への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）に指定している。

水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

(1) 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

(2) 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

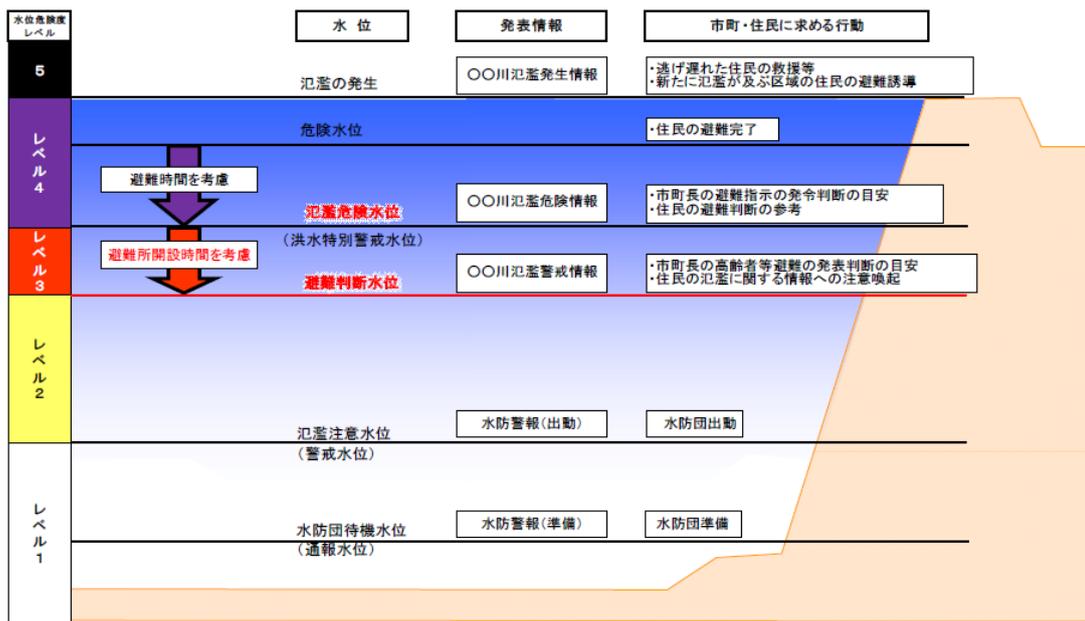
(3) 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地 先 名	位置	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
二宮川	二宮川橋	鹿島郡中能登町 徳前 14-1	二宮川橋	0.70m	0.90m	1.10m
羽咋川	羽咋川的場	羽咋市的場町	的場	1.15m	1.60m	1.75m

参考図



6 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 火災警報は、町の区域を対象として町長が、消防法第 22 条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを措置する。
- (2) 警報を発する場合の基本的基準は、本計画においてこれを定める。
- (3) 火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて町及び七尾鹿島消防本部に伝達される。
- (4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

(1) 発表対象及び単位

発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

(3) 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(4) 補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。

なお、町は、土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令対象地区をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。

(5) 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

8 その他の警告等

町長、その他防災機関の責任者は、上記以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

第2節 災害予警報の伝達体制

《県、総務部、消防本部》

1 基本方針

県、町、報道機関等は、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、県と放送機関との間で締結している、災害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき、県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

2 水防警報、火災警報の放送

県が発する水防警報及び消防本部が発する火災警報は、必要があると認めた場合、放送協定に基づき県が放送機関に要請するものとし、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

3 町長、その他の機関が発する警告等の放送

町、その他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、放送機関に要請し、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。ただし、町は、原則として県を通じて行う。

4 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、災害予防等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

5 非常時における予警報の伝達徹底方策

- (1) 災害のため通常警報等の伝達系統によりがたい場合における警報等の伝達については、関係機関の協力を得て、その状況に合わせて町民に伝達する。
- (2) 災害応急対策責任者は、トランジスターラジオ等を常備し、非常災害時にあつては、常に受信体制を整え警報等を積極的に受信し、必要な措置を講ずる。

第3節 災害予警報別の伝達

《県、総務部、消防本部》

1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、「気象警報等各種伝達系統図」により、関係機関に速やかに伝達する。

(1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。

(2) 町は、県より石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により伝達があった場合は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を使用し、次ページ（8）「気象警報等各種伝達系統図」に定めるところにより直ちに町民及び関係機関へ周知する。

なお、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(3) 西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し、町へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。

警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	同略号	警報解除の種類	同略号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

(4) 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は中断し、テレビにあっては字幕等により放送し公衆に周知するよう協力する。

(5) その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

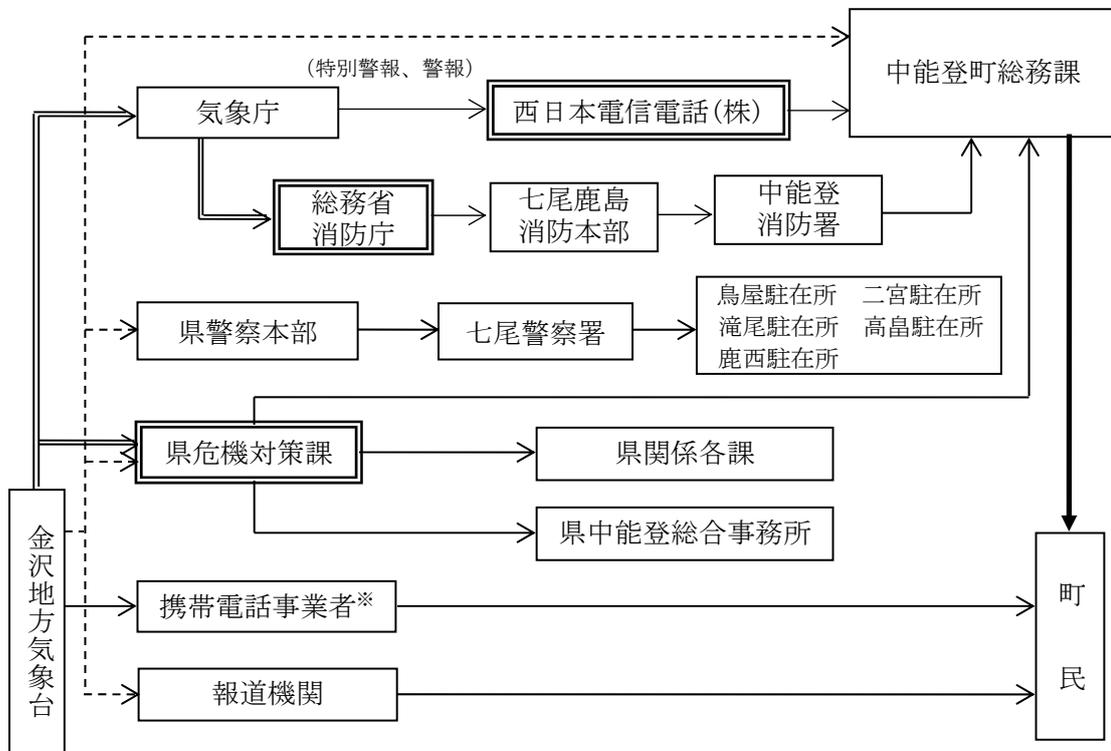
(6) 周知事項

- ア 大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水等の各予報
- イ 水防警報、火災警報及び危険区域の状況
- ウ 避難指示等
- エ 各種災害の情報
- オ 町長、その他の機関が行う警告等

(7) 町民への周知方法

- ア 防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ、ホームページ、緊急災害メールによる方法
- イ サイレン、警鐘等による方法
- ウ 広報車、バイク、自転車、徒歩等による伝達方法

(8) 気象警報等各種伝達系統図



- 防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、広報車、サイレン、IP告知、Lアラート等
- ⇒ 気象情報伝送処理システム
- - - - -> 防災情報提供システム（インターネット）（注）
- > 各種伝達手段

(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。
 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 ※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達

水防警報の伝達については、次のとおりとする。

- (1) 県（土木総合事務所、土木事務所）は、水防警報及び避難判断水位到達情報を発表したときは、水防計画の定めるところにより、一般の通信施設により町及び関係機関に速やかに伝達する。
- (2) 町は、県からの水防警報及び避難判断水位到達情報発表により、避難指示等を発令し町民に周知する。
- (3) 県は、自ら発し、又は受領した水防警報及び避難判断水位到達情報について金沢地方気象台、関係出先機関へ伝達し、必要があると認めるときは、放送機関に放送を要請する。
- (4) 県が水防警報を発しない河川の予防予知については、各管理者が行い、必要がある場合は、警報により措置する。

4 火災警報の伝達

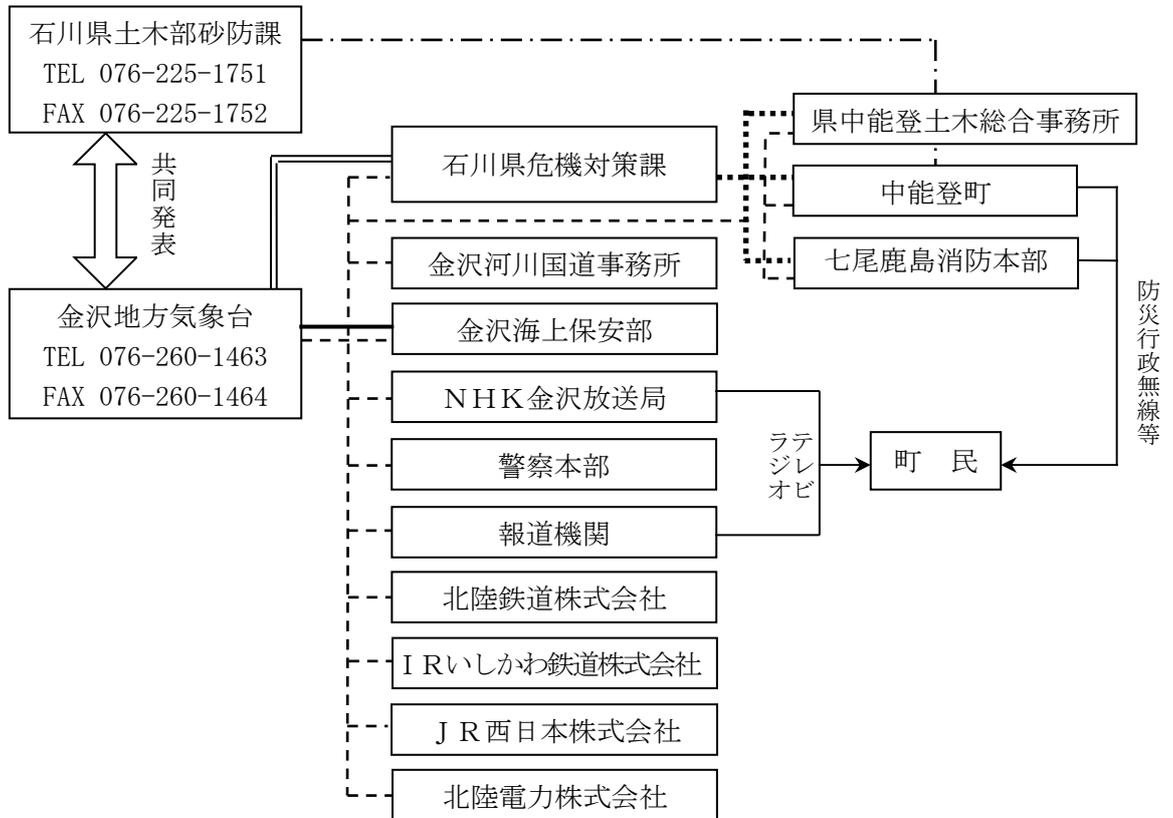
町は、火災警報を発し、又は解除した場合には、防災行政無線等により、町民及び関係機関に周知し、県に通報する。

5 気象注意報等及び火災気象通報の伝達

- (1) 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、西日本電信電話株式会社の行う町への伝達は行わない。
- (2) 県から町への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報を取捨選択されることがあり、火災気象通報の解除については、原則として行われたい。

6 土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を参考となる警戒レベルと併せて作成・発表し、次のとおり速やかに関係機関へ伝達する。



- 防災情報提供システム（専用回線）
- - - - - 防災情報提供システム（インターネット）
- 防災行政無線 F A X
- . - . - 一般加入電話
- ==== 気象情報伝送処理システム

(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

7 町長及びその他の機関が行う警告等の伝達

(1) 気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち町長及び町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。

また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信回線による。

(2) 町長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、本計画に定めるところによる。町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における町長の放送要請は、県を通じて行う。

(3) 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。

第4節 災害情報の収集・伝達

〈県、総務部〉

1 基本方針

町は、災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

ア 被害規模に関する概括的情報

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 安否情報の収集等

町は武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

ウ 119番通報に係る状況の情報（消防庁 03-5253-7527）

119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 災害情報収集に係る実施事項等

ア 町は、区をはじめとした関係団体との連携を緊密にし、迅速に町内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機対策課又は石川県中能登土木総合事務所に報告する。

イ 町長は、上記報告の概要を町所在の関係機関に連絡する。

ウ 町及び町内の防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

エ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。

オ 町は、当該地域における備蓄の状況や医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

カ 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(3) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、町、消防本部、七尾警察署のうちいずれかに速やかに通報する。

この場合において、町長及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、七尾警察署が受けた場合は町長を経由して県へ速やかに通報する。

ア 異常な自然現象

(ア) 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等大きな災害となるおそれがあるとき。

(イ) 異常な突風、たつまき、強いひょうなどがあつたとき。

イ その他の現象

(ア) 陸上及び水上における大量の流出油

(イ) 火災、その他異常と思われるもの

3 収集すべき情報

町が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により県に報告する。

(1) 被害報告等の基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 町が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ 人的被害又は住家被害のあつたもの。

キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあつたもの。

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における被害状況の把握が遅れ、災害応急対策に支障をきたすため、町は、まず災害が発生した場合は、

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次町災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 速報及び被害状況等の報告様式は、本計画「資料編1(9)」のとおりとする。

(4) 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害の判定は、おおむね次の基準による。

被害等区分		判 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。 また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

被害等区分		判 定 基 準
	一部破損	全壊（全焼）、半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、町立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下 水 道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条の 2 に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ケーブルテレビ	災害により最も多く停電した時点における、音声告知端末で町の放送が聞けなかったり、ケーブルテレビの加入者で、視聴できなくなったいずれかのサービスが停止となった戸数とする。

被害等区分		判定基準
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所とする。
罹災世帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		災害火災発生件数については、地震の場合のみ報告するものとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備 考		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

上記に明記していない各施設の被害判定は、それぞれの区分に準じ認定するものとする。

第5節 災害広報

《総務部》

1 基本方針

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、町民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報機関

(1) 町災害対策本部設置の場合

町災害対策本部設置時には、広報班（総務部）が被害状況その他の災害情報を収集し、広報を行う。

(2) 町災害対策本部未設置の場合

町災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、中能登町防災会議事務局（総務課）が行う。

3 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- ア 被害状況及びその他の災害情報
- イ 災害応急対策及び活動状況
- ウ 出火防止等の災害時の行動や注意事項
- エ 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- オ 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- カ 車輛使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- ア 町内における災害の発生等被害状況の概要
- イ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- ウ 医療機関の診療状況
- エ 電気等ライフラインの復旧状況
- オ 交通機関等の復旧状況
- カ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- キ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ 犯罪情勢及び予防対策

4 広報手段等

- (1) 町は、情報伝達にあたっては、防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ、ホームページ、緊急災害メール、掲示板、広報紙、広報車によるほか、県

へ依頼して放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。

- (2) 町は、災害規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、公表時間を定めて広報を行うなどの措置をとる。
- (3) 町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという町民のニーズに応えるため、県へ依頼して広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。
- (4) 町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (5) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

5 被災地域の相談・要望等の対応

町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災町民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

町及びライフライン事業者は、町民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

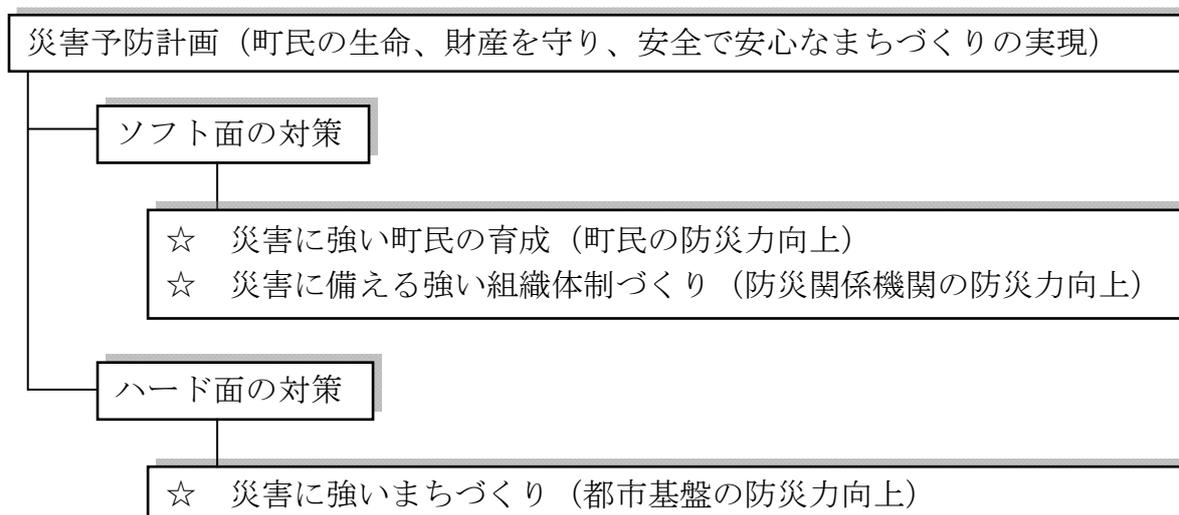
第3章 災害予防計画

【災害予防計画の体系】

風水害などの災害から町民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりの実現のために必要な対策を、町及び防災関係機関等が一体となって講じる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

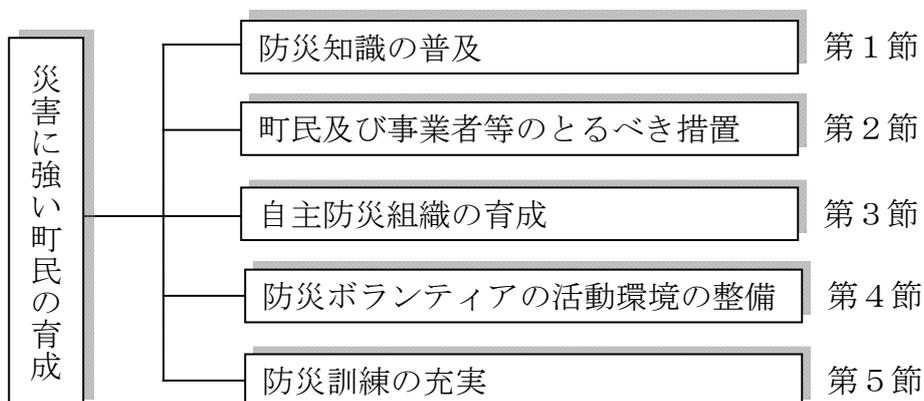


【災害に強い町民の育成】

町及び防災関係機関等は、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や町民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、町民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、災害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。



第1節 防災知識の普及

《総務部、教育部》

1 基本方針

災害対策は人的被害防止を最優先とし、町及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、町民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い町民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、町民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

2 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 中能登町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 災害危険区域、避難場所等の情報
- カ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い町民を育成する上で重要である。

そのため、町教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取組を進める。

- (1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、町その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。
また、自ら安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 要配慮者に対する配慮
 - カ 災害危険区域、避難場所等の情報
 - キ その他災害対策に必要な事項

4 町民に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、町民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を町民に周知する。

なお、防災マップの作成にあたっては、町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

- (ア) 土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップの配布による普及
- (イ) 防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等による普及
- (ウ) 広報・パンフレット、防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及
- (エ) 講習会・防災訓練、実地研修等の開催による普及

ウ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性

ウ 町民及び事業所のとるべき措置

エ 要配慮者に対する配慮

オ 自主防災組織の活動

カ 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認

ク その他災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

町及び防災関係機関は、町民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、町民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

(1) 町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、町民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 町民及び事業者等のとるべき措置

〈総務部、消防本部〉

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、町民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、町民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

2 町民のとるべき措置

平素から次の事に留意し、災害時に備えておく。

(1) 平常時の心得

ア 日頃から出火の防止に努める。

- ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓。
- ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意。
- ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食の点検。

イ 消火用具を準備する。

- ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置する。

ウ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を構ずる。

- ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。
- ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置。

エ 側溝等を清掃する。

- ・日頃から側溝等を清掃し、流れをよくしておく。

オ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。

- ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）。
- ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー。
- ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等の確保。
- ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品の確保。
- ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等の確保。
- ・自動車へのこまめな満タン給油

カ 家族で災害時の対応措置を話し合っておく。

- ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認。
- ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法の確認。

キ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。

ケ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。

コ 町からの放送を常に聞けるよう音声告知端末の電源を入れておく。

サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。

(2) 災害時の心得

災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

- ア まず、わが身の安全を図る。
- イ ラジオ、テレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞き、正確な情報の基で行動する。
- ウ 外出は見合わせる。
- エ あわてて外に飛び出ず、周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。
- オ すばやく火の始末の確認をする。
- カ 火が出たら隣近所で初期消火をする。
- キ 浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。
- ク 避難は歩いて、荷物は少なく。
- ケ 山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。
- コ 協力しあって応急救護。
- サ 町からの音声告知端末や防災屋外拡声器の放送を意識して聞くこと。

3 事業者等のとるべき措置

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(1) 平常時の心得

- ア 自主防災体制の確立を図る。
- イ 情報収集、伝達方法を確認しておく。
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。
- エ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。
- オ 防火用品等の備蓄をしておく。
- カ 出火防止対策を講ずる。
- キ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。
- ク 町からの放送を常に聞けるよう音声告知端末の電源を入れておく。
- ケ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。
- コ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。
- サ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。
- シ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。
- ス 損害保険への加入など資金の確保を図ること。
- セ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町との協定の締結に努める。

(2) 防災計画等作成上の留意事項

防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

- ア 県及び町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- イ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。
- ウ 責任者の不在時についても考慮する。
- エ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。
- オ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。
- カ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。
- キ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ク 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。

(3) 災害時の心得

災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

- ア 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。
- イ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- ウ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。
この場合、災害の犠牲になりやすい人々の安全に特に留意する。
- エ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。
- オ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。
- カ バス、タクシー、生活物資輸送車等、町民生活上必要な車輛以外の車輛の使用は、できるかぎり控える。
- キ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等、災害応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- ク 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。

- ケ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- コ 町からの音声告知端末や防災屋外拡声器の放送を意識して聞くこと。

4 町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

また、町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

《総務部、厚生部、消防本部》

1 基本方針

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

町は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

町は、町民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じて、その計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、町は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

【平常時】

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄及び管理
- オ 地域における避難行動要支援者の把握
- カ 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
- キ 炊き出し訓練の実施

【災害時】

- ア 出火防止、初期消火活動
- イ 地域内の被害状況等の情報収集、町民に対する避難命令の伝達
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 避難場所の開錠・開放の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 避難所運営の実施及び協力
- キ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力
- ク 避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は、町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉団体等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具や貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

このため、事業所は、町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。

更に、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

〈総務部、厚生部〉

1 基本方針

(1) 災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、町及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるような活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、区、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する町民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、町担当部局は、県担当部局や関係機関と連携して環境整備を行う。

ア アマチュア無線通信業務（総務課）

イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康保険課）

ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木建設課）

エ 特殊車輛等の操縦、運転業務（総務課）

オ その他専門的な技術、知識を要する業務（総務課）

カ その他の業務（総務課等）

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

町及び防災関係機関は、災害時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

町は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（区）、民生委員、防災士、NPO、ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 町は、防災ボランティアに関する普及啓発を行い、町民や学生、企業、NPO、ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 町は、防災ボランティアの受け入れや派遣などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、コーディネート力の向上のための研修等を行う。

(4) 町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者のニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

第5節 防災訓練の充実

《総務部、厚生部、消防本部》

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえて、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般町民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの町民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や本計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

2 防災訓練計画

町、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策について、これを実地に行う。

ア 総合防災訓練

町は、防災関係機関等と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び町民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

イ 町民・自主防災組織の防災訓練

大規模災害発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、町民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

【災害に備える強い組織体制づくり】

大規模な災害に、町及び防災関係機関が迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、災害時における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、災害時における拠点整備を行う。



第6節 防災体制の整備

〈総務部、消防本部〉

1 基本方針

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動体制を整備する。

また、町及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

町は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所（総務庁舎1階会議室）、設置手順等を定めるとともに、職員の動員（職員の配置を考える）、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、応急対策活動の中枢拠点、防災拠点となる施設を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

町は、避難指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 災害情報の収集

町は、災害情報の収集にあたっては平常時から区ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

町は、避難所、区ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など避難所以外への情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、県、他市町からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。（「資料編2（1）参照」）

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 受援計画の策定等

ア 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必

要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 町は、国や県、他市町等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ウ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(7) 罹災証明交付体制の確立

町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保

町は、町が定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピューターシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援するため、情報提供等に努める。

(13) 事業継続力強化支援計画の策定

町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

町は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。

3 人材確保方策

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7節 通信施設災害予防

〈総務部〉

1 基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により町民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるため、町は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 通信用施設設備の整備

(1) 町は、町民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図る。

(2) 町は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに、平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(3) 町及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の災害時優先電話の確保に努める。

また、町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第8節 水害予防

〈経済部〉

1 基本方針

水害を予防するため、治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。

また、豪雨に伴う河川、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるため、次の措置を講ずるほか、所要の警戒措置をとる。

2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者（町長）は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための消防団員を配置する。

また、水防管理者（町長）は、河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

3 がけ崩れ等危険区域の警戒

町は、土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の発生に備えて、平常時からあらかじめ指定された危険区域の巡視、警戒を行うとともに、状況に応じて消防団員その他の警戒要員を配置する。

4 農業用排水路、ため池等の点検

土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

また、町は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、町は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

5 水防資機材の点検配備

水防管理者（町長）は、水防倉庫内格納資機材の点検・配備を定期的（年1回）に行うとともに、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

また、使用後は直ちに不足分を補充する。

6 水防作業人員の確保

水防管理者（町長）は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、水防作業上必要な人員を確保する。

また、水防管理者（町長）は、洪水等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

7 雨量及び水位情報の公表

水防管理団体等は、県の「河川総合情報システム」等により、自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、出動準備や出動に遺漏のないよう主体的な努力を求める。

8 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

町長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、又は二宮川、羽咋川に水防警報が発せられたときは、町水防計画の定めるところにより、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある地域住民、滞在者その他の者に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、住民の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、町長は、避難指示等を判断する上で、県より河川の状況等を直接伝えられるなど、その通知に係る情報提供を受けることができる。

(2) 水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定等

ア 県は、氾濫危険水位（（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「氾濫危険水位」という。）を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

イ 県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた方法を用いて、町へ浸水想定情報を提供するよう努める。

ウ 町長は、水位周知河川に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

エ 町長は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(3) 町地域防災計画において定める事項

町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法
 - イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項
 - ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつて、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法
 - (ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（「資料編5（1）参照」）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - (ウ) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの
- (4) 洪水ハザードマップの活用
- ア 町は、二宮川・羽咋川洪水ハザードマップ（二宮川・羽咋川洪水避難地図、令和2年3月）を活用し、浸水想定区域や避難に関する情報を周知し、自主防災組織及び町民に対し、地域の実情に応じた「避難計画」等の作成を促す。
また、浸水想定区域に変更等があった場合は、洪水ハザードマップの修正を行う。
 - イ 町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか町民等に確認を促すよう努める。
 - ウ 町は、水位周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。
 - エ 町は、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(5) 企業防災の促進

ア 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等及び訓練の結果について町長に報告する。

町長は、当該計画が未作成で必要と認められるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等及び訓練の結果について町長に報告する。

9 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

(1) 水防協力団体の育成

町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、区等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

ア 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第9節 風害予防

《経済部、会計部》

1 基本方針

風害の予防は防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、季節風、台風、竜巻等に対する災害予防は予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

また、台風等火災危険気象に対する火災発生防止措置の徹底を図る。

2 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて、町は、それぞれ管理者に対して次の措置の徹底を図る。

- (1) 外れやすい戸や窓、弱った壁等には、筋交い、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 建築物周囲の倒れるおそれのある立木は枝おろしをする。

3 避難の指示

前項の緊急措置の徹底が困難であるか、又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、町長は、当該家屋等の現在者に対して、避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

第10節 消防力の充実・強化

《総務部、経済部、消防本部》

1 基本方針

火災の延焼防止上の危険要因が増大しているため、町、七尾鹿島消防本部（以下「消防本部」という。）は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

- ア 火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。
- イ 町及び消防本部は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関して、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。そのため、町及び消防本部は、防火用水の確保及び可搬式小型動力ポンプ等の整備を図る。

特に、一般町民に対して、各家庭に小型消火器を常備するよう普及・啓発に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導・育成に努める。

3 火災警報の発令

消防本部は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合の火災警報の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報の発令を行う。

4 所要地域の警戒措置等

七尾鹿島消防本部消防長（以下「消防長」という。）は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて職員に出動を命ずる。

また、火災発生危険の大きいもの、若しくは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

5 消防力の強化

- (1) 町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽、耐震性防火水槽などの消防水利を整備し、その適正配置を推進する。
また、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、農業用水なども消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。
- (2) 町長は、地域における消防防災の中核として、重要な役割を果たす自主防災組織の装備の充実と活性化を推進し、その育成に努める。
- (3) 町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

6 消防機械器具の点検整備と出動計画等

消防本部及び自主防災組織は、消防機械器具の点検・整備（月1回）を行うとともに、要員招集、出動計画及び現場水利の確保について協議し、計画を定めておく。

7 消防機関の警戒警備体制の確保

消防本部は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保に努めるものとし、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

この計画は、おおむね次の事項について策定する。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員招集又は伝達方法
- (4) 火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画
- (5) 消防無線、防災行政無線等の通信の確保
- (6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

8 火災発生防止の徹底

消防本部は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下において、地域住民に火災発生防止の徹底を図るため、防災行政無線や音声告知端末を利用しての一斉広報、広報車による巡回予防広報等により、火災予防上必要な事項について町民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

9 救助・救急体制の整備

- (1) 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

- (2) 消防本部は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。
- (3) 消防本部は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

第11節 避難体制の整備

《総務部、経済部、厚生部、教育部、七尾警察署》

1 基本方針

町は、建物倒壊及び出火・延焼等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、区及び自主防災組織等を通じて町民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

町は、災害時に町民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、区、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の町民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土石流、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所

(1) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、多量に危険物等が蓄積されていない所

(2) 指定避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。

ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

(3) 避難路

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。
- イ 道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

(4) 避難情報の発令基準の策定等

ア 町は、洪水等に対する町民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行う。

イ 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(5) 避難指示等実施責任者の代理規定の整備

町は、町長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規定を、**第4章第1節の6**に整備している。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

七尾警察署は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難場所の周知方法

町は、避難場所等について、区及び自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素から本計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等の安全確保

社会福祉施設、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設、その他防災上重要な施設の管理者、設備等の定期点検や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所運営マニュアルの作成

町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

第12節 緊急輸送体制の整備

〈県、総務部、七尾警察署〉

1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急道路を定め、整備に努める。

また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

また、町は、関係機関と協議の上、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送道路の選定整備

道路管理者は、路肩決壊、路体の陥没、落橋等のおそれが少なく、かつ輸送トラックの運行が十分可能な幅員をもった道路であって、重要な拠点を連絡する複数の道路を緊急輸送道路として選定し、トンネル、橋梁等重要な道路施設及び交通管理施設の耐震性の整備強化を図る。

3 臨時離着陸場の整備

町は、緊急輸送道路等の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、町長はヘリコプターが安全に離着陸ができるよう、十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

4 民間事業者等の活用

(1) 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

(2) 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵施設及びや非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車輛等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

(3) 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車輛については、緊急通行車輛標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車輛に対して緊急通行車輛標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第13節 医療体制の整備

《厚生部》

1 基本方針

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。

このような混乱した状況のもとで、町民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は、医療機関の施設等の不燃性等の強化に努め、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備体制に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

2 医療救護体制の整備

町は、次の計画を策定する。

- (1) 町は、地域の実情に合わせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で医療救護班編成が不可能なことを想定し、編成については公立能登総合病院、七尾市医師会等の協力を得る。
- (2) 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名(運転手、連絡員)を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。

なお、編成された医療救護班については県へ報告し、変更した場合も同様とする。

- (3) 災害時に重症患者等の処置及び収容を行う医療機関をあらかじめ指定しておく。

病 院 名	住 所	電話番号
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6-4	0767-52-6611
恵寿総合病院	七尾市富岡町94	0767-52-3211
公立羽咋病院	羽咋市的場松崎24	0767-22-1220

- (4) 災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- (5) 避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- (6) 病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定める。

- (7) 町長は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

3 医薬品等の確保及び供給について

救急用の医薬品等については、各医療関係機関の協力を得て確保及び供給できるように体制づくりを推進する。

また、備蓄し難いものについては、県に要請する。

4 情報連絡体制

町は、平常時から医療機関や救護所との情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MC A無線等の複数の通信手段の整備に努める。

また、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から医療救護班連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

5 一般医療機関の体制整備

- (1) 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

第14節 健康管理活動体制の整備

《厚生部》

1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、町民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平常時の健康管理対策

- (1) 町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 町民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第15節 こころのケア体制の整備

《厚生部》

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

2 こころのケア実施体制の整備

- (1) 町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。
- (2) 町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 情報連絡体制の整備

町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第16節 食料及び生活必需品等の確保

〈総務部、厚生部〉

1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の供給が行われるよう、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取組を一層推進する。

2 町、町民等の役割

- (1) 町は、被災住民に給与する食料及び生活物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに、個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (3) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民のことも考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (4) 町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

町は、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあ

らかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4 物資の集積、配送地の整備

町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるよう、それぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

また、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。

町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受入れ・配分マニュアルの作成

町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受入れ等を図るため、具体的な受入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第17節 要配慮者対策

《厚生部》

1 基本方針

災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者の把握

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

避難行動要支援者は、次に掲げる在宅の要配慮者を対象とする。

- ア 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- イ 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ウ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- オ 療育手帳Aの交付を受けている者
- カ 要介護認定3～5の認定者
- キ その他町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために避難行動要支援者名簿を作成する。

- ア 作成にあたって、町は、中能登町個人情報保護条例(平成17年中能登町条例第7号)第5条第3項第2号に規定する「目的外利用等をすることが明らかに本人の利益になるとき」に基づき、福祉担当部局において把握している次の台帳等に記載されている情報を名簿作成のために内部収集する。

- (ア) 住民登録基本台帳
- (イ) 要介護認定名簿
- (ウ) 身体障害者手帳所持者名簿
- (エ) 療育手帳所有者名簿
- (オ) ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿

- イ 町は、申請書による登録申請を名簿の対象者及び自力での避難が困難で援護を希望する者へ呼びかけ、民生・児童委員の協力を得ながら避難行動要支援者名簿を作成する。

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 住所
- (ウ) 町内会、班、組等
- (エ) 性別
- (オ) 年齢(生年月日)
- (カ) 電話番号(携帯番号)

エ 名簿の定期的な更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、毎年1月を目処に更新を行い、名簿の提供先の副本も更新する。

オ 名簿情報の利用及び提供

(ア) 町は、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の要綱の定めにより、避難行動要支援者名簿の副本を、避難支援等に携わる関係者として、町防災担当部局、区長、町内会長、民生・児童委員及び中能登消防署に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(イ) 町は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、町職員、区長、町内会長、民生・児童委員及び中能登消防署職員に対し、守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉碎して処分する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

カ 避難のための情報伝達

(ア) 町は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報又は避難支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として「高齢者等避難」を発令する。

(イ) 町は、避難行動要支援者への情報伝達を行う場合は、避難行動要支援者の特徴に配慮した手段による情報伝達を行うほか、分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮する。

特に、視覚障害者や聴覚障害者は、情報の伝達手段が制限されるため、障害の種別や程度に応じた機器を活用するよう努める。

(ウ) 町は、災害時において、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ、緊急災害メール、広報車等の多様な情報伝達手段の活用を図る。

キ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等に

ついてあらかじめ定めるよう努める。

(3) 緊急通報システム等の整備

町は、今後、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した、通報システム等の整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(4) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(5) 災害時要援護者支援プランの推進

ア 町は、内閣府が示す指針（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）」）に基づき、別に定める「中能登町災害時要援護者支援プラン（平成 21 年 10 月）」により、避難行動要支援者リストを作成するとともに、自主防災組織等及び民生委員・児童委員は、避難行動要支援者の避難計画を作成し、本計画に基づいて避難支援を行う。

イ 町は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時に要配慮者支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整える。

ウ 避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに避難計画の内容について事前に確認する。

エ 自主防災組織等、民生・児童委員及び避難支援者は、少なくとも毎年 1 度、避難計画の内容について本人に確認し、内容に変更がある場合は、避難計画を正しい情報に更新する。

(6) 防災マップの作成

町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(7) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

町は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係機関で活用できるコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(8) 福祉避難所の指定

町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

また、町は、対象者リストの作成や申請書の提出を通じて、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(9) 二次避難支援体制の整備

町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(10) 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域住民全体で話し合って避難支援等関係者の安全確保のためのルールを決めるよう周知に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針や町の地域防災計画を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園・保育園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む)を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。

特に、自力の避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

(4) 非常災害時における具体的な防災計画等の作成

社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」等を活用し、施設の実情に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。

4 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

また、地域全体で外国人等への支援システムや援助体制の整備などに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第18節 農林災害予防

〈経済部〉

1 基本方針

災害から農林業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、町は、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

2 農作物災害予防対策

農地及び農業用施設管理者は、気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の推移や農作物の育成状況に応じた個別具体的予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稻

ア 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、あらかじめ予備苗の確保、用水系統別水利計画の樹立、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

気象や病害虫発生予察情報に基づき、不検防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防粒剤の施用等を行う。

ウ 大雨対策

排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

エ 台風対策

台風の来襲が予想されるときは、フェーン現象や強風による被害の軽減を図るため、事前にはほ場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷わら等を行う。

さらに、葉ダニ類やうどんこ病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、また、病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設に補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等防風対策を実施する。

エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

ア 干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷草、草生園にあっては草刈りの励行等を実施する。

また、土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ既存施設や栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壌侵食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、果樹では、早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

(4) 飼料作物

ア 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは、刈取り、施肥を控え、止むを得ず刈取りを行う場合には高刈りを行うなど、再生草の草勢を確保する。

イ 長雨対策

長雨、湿害に対しては、排水溝の設置や窒素質肥料の追肥等を行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があったときは、サイレージ調製へ転換する。

ウ 台風対策

台風来襲のおそれのあるときは、長大作物等は事前に刈り取る。

エ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 林業施設関係予防対策

林業施設管理者は、次の事項に留意の上、具体的予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 林産物及び林産関係

ア 風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強等ができる体制を整備する。

イ 水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。

また、土場及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流失等による被害の未然防止に万全を図る。

ウ 干ばつ対策

気象情報に留意し、しいたけほだ場等については、散水体制や日覆い等を行う。

(2) 林業用苗木関係

ア 干ばつ対策

干害施設の積極的導入を図る。

イ 低温、長雨対策

夏秋期における低温、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

4 家畜災害予防対策

町は、畜舎、鶏舎等施設の設置に当たっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導推進する。

第19節 干ばつ災害予防

《経済部》

1 基本方針

町は、干ばつについては、気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害の軽減に努める。

2 生活用水の確保

渇水時には、節水協力を町民に強く求めるとともに、水圧低下あるいは井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、給水車などによる生活用水の給水に万全を期す。

3 防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が増大するので、消防本部に要請し防火体制の徹底や消火用水の確保を施すとともに、町民に対し火災予防の周知徹底を図る。

また、山林の防火対策の強化についても、同様とする。

第20節 防災パトロール

《県、総務部、経済部》

1 基本方針

異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、町は、防災上重要な施設や危険箇所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう等防災上危険とされる箇所
- (2) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所及び過去の災害発生箇所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

3 実施方法

防災関係機関は、現地へ出向き、又は県へ要請しヘリコプター等の航空機により上空からのパトロールを実施する。

4 実施機関

町	関係各課
県	関係各課（出先機関）
警察	七尾警察署
自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊
消防機関	消防本部、中能登消防署

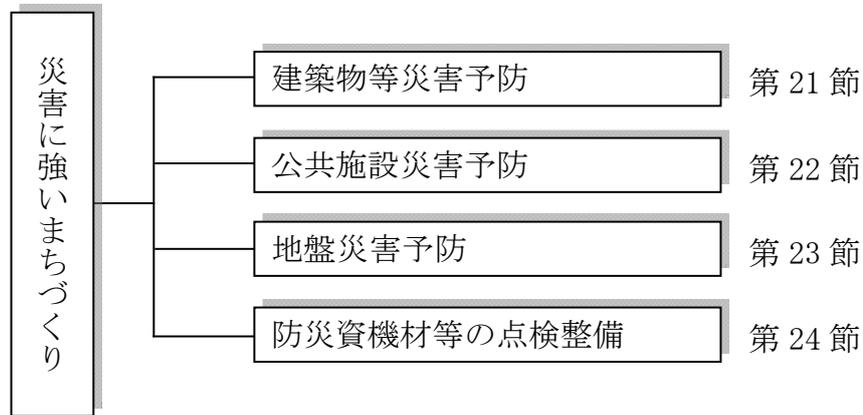
5 調査結果

町は、防災パトロールの調査を取りまとめ、県及び防災関係機関にその内容を通知する。

防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずる。

【災害に強いまちづくり】

「災害に強いまちづくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などの町土の保全事業を計画的かつ総合的に推進する。



第21節 建築物等災害予防

〈総務部、教育部〉

1 基本方針

町は、災害に強いまちづくりを行うにあたって、公共建築物、一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

町は、「中能登町耐震改修促進計画」に定める目標の達成に向け、災害における建築物被害の未然防止と火災による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅対策を推進する。

また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、町はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれのある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

4 文化財災害予防

(1) 建造物等予防対策

指定文化財のうち、建造物については、次の事項について、教育委員会、消防本部、七尾警察署と協力して所有者、管理者を指導する。

- ア 防火管理の体制を整備する。
- イ 環境の整理整頓を実施する。
- ウ 火の使用に特に注意し、場合によっては制限する。
- エ 火災危険のある箇所の早期発見と施設の改善を行う。
- オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
- カ 消火設備及び警報設備を完備する。
- キ 落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
- ク 消防用水の確保措置を講ずる。
- ケ 消防車輛の進入路を確保する。
- コ 消火へい、防火帯を設ける措置をする。

- サ 消火壁、防火戸を設置する。
- シ 自衛消防組織の訓練を実施する。
- ス 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。

(2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は耐火性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

(3) 施設、史跡、天然記念物、考古資料等予防対策

(1)、(2) 同様の措置をとるとともに、災害が発生しても人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全にするよう指導する。

(4) 事前対策

ア 防災対策の意識啓発と予防対策

町又は町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防本部と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

イ 民間団体との連携

町又は町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

第22節 公共施設災害予防

〈総務部、経済部〉

1 基本方針

道路、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路などの交通施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

特に、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2 道路施設整備対策

災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における町民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助、救急活動等に大きな支障を生じる。

このため管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される箇所に対しては、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。

また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。

(3) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、信号機滅灯対策を推進する。

3 河川の整備対策

(1) 管理者は、抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

(2) 災害時におけるえん提及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、管理者は、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進する。このほか、樋門等についても、安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

災害時においては、公園、緑地等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。このため、公園、緑地等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園、緑地等の空地を確保することが災害防止上重要であるので、その積極的な整備を進める。

(2) 災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

町は、災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、町（水道事業者）は、次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 災害発生時に「生活環境班（給水対策）」を設置運営できるよう、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。

(イ) 被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 町（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に防災行政無線等を使用できるよう体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

町（水道事業者）は、災害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 水道施設の安全性の確保に努める。

(イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡体制等の整備に努める。

(ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(エ) 応急給水、応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、浄水機及び管材料等の整備に努める。

また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(オ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

(カ) 町民や自主防災組織等に対して、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

町は、町民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に敷設されている下水管渠を重点に、老朽化の著しいものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するなど地盤条件等を考慮した工法とする。

(イ) ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう、耐震性の強化を図る。

終末処理場等の下水管渠の連結箇所が老朽化している施設については、補強、整備する。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、

「下水道施設耐震対策指針と解説（公社）日本下水道協会」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

- a 日頃から災害に備えて設備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。
- b 日頃から、災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。
- c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記の事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

(3) 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 防災拠点施設の整備対策

上記の各種公共施設のほか、災害時の応急活動を円滑に行うための防災拠点施設として、一次避難場所、救援物資の供給場所、ボランティアの活動拠点、災害情報等の情報発信拠点など、防災に関する多様な機能を有する施設整備を図る。

また、この防災拠点施設整備にあたっては、本町の防災関連施設の配置状況及び現有機能を把握したうえで、適正な配置場所、必要となる防災設備やその規模等を整理した防災拠点施設整備計画を作成し、本町の防災力の向上に寄与する計画的な施設整備を図る。

7 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力を努める。

(1) 設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

- (ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。
- (イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。
- (ウ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時の要員の確保
- (イ) 非常招集方法
- (ウ) 応援要請方法
- (エ) 広報体制等

8 通信施設の整備対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

(1) 電信電話

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の動員体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時駆け付け要員の確保
- (イ) 社員の非常招集方法
- (ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ 災害対策機器の配備

(ア) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置（KU-1CH）の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置（TZ-403）、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置が出動できる体制を確立しておく。

- (イ) 移動電源車
災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車が出動できる体制を確立しておく。
- (ウ) 応急復旧ケーブル
災害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。
- ウ 電気通信設備の点検
災害等に備え、次の設備、資機材の点検を行う。
 - (ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護
 - (イ) 災害対策機器及び車輛の点検、整備
 - (ウ) 応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配
 - (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検確認
- エ システムとしての信頼性向上
 - (ア) 通信設備の耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。
 - (イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。
- (2) 専用通信
無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効である。特に、災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。
 - ア 耐火性の強化
局舎及び装置等について、耐火等の防災工事を実施する。
 - イ 伝送路の強化
通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。
 - ウ 装置、機材の充実
予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。
 - エ 定期的な点検の実施
施設、装置の定期的な点検を実施する。
 - オ 防災訓練等の実施
通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(3) 非常通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、次の措置を講ずる。

- ア 非常通信協議会の拡充強化
- イ 非常通信訓練の実施
 - (ア) 全国非常通信訓練
 - (イ) 全国感度交換訓練
 - (ウ) 北陸地方非常通信訓練
 - (エ) 石川地区非常通信訓練

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

- ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。
- イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

(5) 放送

放送は、非常災害時における町民への情報伝達手段として極めて有効であるので、災害の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

- ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐火性の強化を図る。
- イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐火対策を講ずる。
- ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を推進する。
- エ 二次災害防止のための防火設備の整備を推進する。
- オ 建物、構築物、放送設備等の耐火性等についての定期点検を実施する。

9 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、町は、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。

また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

町は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

第23節 地盤災害予防

《総務部、厚生部、経済部》

1 基本方針

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、町はこれらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施、指導するよう努める。

2 地盤災害の危険区域の指定及び周知

町は、地盤災害から町民の生命、財産を保護するため、指定された危険区域や指定区域外の危険な箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を本計画に明示するとともに、周辺住民等に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

3 警戒体制の確立

町は、警戒体制の確立にあたり、本計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する（本編第4章第1節「初動体制の確立」参照。）ほか、以下の体制を確立する。

（1）警戒体制の確立

ア 町は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

イ 町は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認められるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要因を配置するなど、警戒体制について、町防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。

（2）避難体制の確立

町は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の町民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

なお、避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、町防災計画本編第4章第15節「避難誘導等」により実施するものとする。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、本計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

5 地盤災害防止施設の整備、促進

地盤災害が発生するおそれがある危険区域について、地すべり防止工事、治山事業、土石流防止工事、急傾斜地崩壊防止工事等の地盤災害防止施設の整備、促進に努める。

6 住宅移転事業の促進

町は、危険箇所に住居する者に対して必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に公的融資指導等を行う。

ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 町は、警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発表及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 町は、前項(エ)に記載する事項を定めるときは、町地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(ア)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

ウ 町長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等町地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、町民に周知する。

エ 町は、県と協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。また、町は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

8 要配慮者利用施設の土砂災害対策

- (1) 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた「避難確保計画」を作成するとともに、町長に報告し、当該計画を公表する。
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づく避難誘導等の訓練を実施する。
- (3) 町長は、避難確保計画が未作成で必要と認められるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第24節 防災資機材等の点検整備

《総務部》

1 基本方針

町及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう年1回、点検整備する。

2 救助用備蓄物資の点検整備

町で備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整備点検により適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

3 その他資機材の点検整備

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する機関においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

第4章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

〈総務部〉

1 基本方針

町長は、災害対策基本法第23条に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

中能登町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等は次のとおりとする。

(1) 配備体制及びその基準等

災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		基準	動員対象職員
災害対策本部設置前の配備	注意配備体制 〔情報収集、連絡活動を円滑に行える体制〕	中能登町に次の注意報が1以上発表されたとき ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・大雪注意報 ・洪水注意報	・消防防災担当課職員（総務課） ・各課の配備計画による職員
	警戒配備体制 〔災害対策本部の設置に備える体制〕	中能登町に次の警報が1以上発表されたとき ・大雨警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ・洪水警報	・消防防災担当課職員（総務課） ・各課の配備計画による職員

配 備 体 制		基 準	動員対象職員
災害対策本部 設置前の 配備	警戒配備体制 〔災害対策本部の設置に備える体制〕	能登地方（能登南部）に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報	・消防防災担当課職員（総務課） ・各課の配備計画による職員
	第一配備体制 〔主として連絡にあたる体制〕	・町に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。	・原則として全職員 ただし、本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。
第二配備体制 〔非常活動が開始できる体制〕	・町に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。		
第三配備体制 〔災害応急対策ができる体制〕	・町に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。		

3 通報連絡体制及び職員の動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、迅速な職員の動員配備体制をとらなければならない。

しかし、初動期には一部の職員しか参集できないことを想定し、動員計画と活動体制の確立を図る。

(1) 通報連絡体制

ア 各課長は、あらかじめ職員の配備計画及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。

イ 各課長は毎年4月末日までに総務課長に「災害対策本部組織図」に基づき「動員配備計画」及び「動員伝達計画」（勤務時間内、勤務時間外）を報告するとともに、職員に周知しておく。

(2) 通報の方法

2の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、携帯電話、防災行政無線、音声告知端末及び職員の動員伝達系統により、確実に連絡を受けて登庁する。

(3) 職員の動員

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、総務課職員（消防防災担当）及び各課動員対象職員は、速やかに登庁

する。

イ 災害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、原則として全職員は直ちに登庁する。

ただし、本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

4 災害対策本部

(1) 町長は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。また、被災地域及び災害状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

県は、知事が必要と認めた場合は情報の共有化を図るため、県現地災害対策本部を総務庁舎に設置し、町災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

(2) 町災害対策本部の組織は、中能登町災害対策本部運営要領の定めるところによる。

(3) 町災害対策本部は、町長を本部長とし、原則として役場総務庁舎1階会議室に設置する。

(4) 町災害対策本部の組織、編成

ア 町災害対策本部は、災害に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、副本部長（副町長）、及び災害対策本部員を構成員とする災害対策本部員会議を設ける。

イ 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。

ウ 町災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。

エ 総務部長（総務課長）は状況に応じ、災害対策本部の円滑な運営を図るため、人員増強や本部の運営を支援する班を設置する。

(5) 町災害対策本部の所掌事務

町災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的に体制を確立するとともに、災害対策基本法第16条に基づく中能登町防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。

なお、各部の組織及び事務分掌は、本計画「資料編1（3）別表第1」の定めるところによる。

ア 災害情報の取りまとめに関すること。

イ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。

ウ 災害時における通信の確保に関すること。

エ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。

オ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。

- カ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
- キ 国や他県等からの支援を受けるための受援に関すること。
- ク 災害時における車輛等交通手段の確保に関すること。
- ケ 災害時における治安の確保に関すること。
- コ 災害の応急復旧対策に関すること。
- サ その他災害対策に関して、町長が特に必要と認めた事項。

5 町災害対策本部設置等の表示等

(1) 町災害対策本部を設置した場合

- ア 直ちにその表示を行い、消防本部、七尾警察署、県危機対策課、防災関係機関及び報道機関に通報し、町民等に周知する。
- イ 各課に対しては、ファクシミリ又は口頭で速やかに伝達する。

(2) 廃止した場合も (1) ア、イに準じて行う。

6 意思決定手続き

本部長（町長）に事故ある場合における職務の代理順位は、副本部長（副町長）、総務部長（総務課長）とする。

7 受援体制の確立

町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

8 応援体制

(1) 町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(2) 職員の派遣の要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。また、町長は、必要に応じ地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に基づき、他の普通地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員

- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣のあっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し次の事項を明らかにし、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(4) 受入れ体制の確立

災害応援要請をした知事又は市町長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
- イ 派遣職員等の宿舎を提供する。
- ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

(5) 広域応援協力体制の確立

町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

- ア 町長は、必要に応じて災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は応援部隊の派遣に係る支援や資機材の調達を行う。

イ 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

- ウ 町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

9 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課長に報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の災害応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、適宜交代させる等、心身の健康管理に万全を期す。

第2節 事前措置及び応急措置

《総務部》

1 基本方針

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

2 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

- ア 消防本部及び防災関係機関に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずる。
- イ 災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう、要請又は求める。

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その被害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(3) 避難の指示

本編第4章第15節「避難誘導等」に定める。

(4) その他応急措置等

- ア 町長の応急措置に関する責任
- イ 警戒区域の設定等
- ウ 工作物等の使用、収用等
- エ 工作物の除去、保管等
- オ 従事命令
- カ 災害対策基本法第63条第2項に定める町長の委任を受けて、町長の職権を行う町の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておく。
- キ 損失補償

町長は、ウによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

ク 応援措置の業務に従事した者に対する損失補償

町は、町長又は七尾警察署が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため町内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被

扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。

3 委員会並びに委員の応急措置

町の委員会又は委員、町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない（災害対策基本法第 62 条第 2 項）。

4 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第 1 段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防御するために必要な措置は、災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。

このため、町、消防本部及びその他防災関係機関は、災害時出動体制等についてあらかじめ定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第 2 段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第 1 段階たる当事者体制のみによっては初期の目的を達成しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）又は第 80 条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

(3) 第 3 段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

第3節 通信手段の確保

《総務部》

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、先に協議しておく。

(1) 電話による通話

ア 災害時における緊急通信のため、西日本電信電話(株)(以下「NTT西日本」という。)七尾支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。

ウ 災害により電気通信事業用設備の利用が不可能な場合、町内の連絡については町の域内無料電話を使用する。

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本七尾支店等に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、公共機関であること、できれば宛先までの通常通信係ルートを設置していること、停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

ウ 利用上の注意事項

(ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法(昭和25年法律第131号)第52条に基づき優先的に利用できる。

(イ) 非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

(ウ) 非常通信の内容は、次のとおりである。

- ①人命の救助に関する通報
- ②天災の予報及び警報等に関する通報（長曾川・二宮川・羽咋川に関する通報も含む。）
- ③秩序維持のため必要な緊急措置に関する通報
- ④罹災者救援に関する通報
- ⑤電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- ⑥鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- ⑦災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・石川県防災会議会長及び町防災会議会長
 - ・石川県災害対策本部長及び町災害対策本部長
- ⑧電力設備の修理復旧に関する通報
- ⑨その他の通報

(エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- ・宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- ・本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- ・通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

町は、県及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、N T T西日本が設置している孤立防止用無線の活用に努める。

(6) 消防用主運用波無線の活用

町は、消防本部と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

3 通信設備の応急復旧

(1) 町は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛生通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧に努める。

イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

- ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。
- エ 幹線電送路の被災については、非常用電送装置等による復旧を図る。

第4節 消防防災ヘリコプターの活用等

〈県、総務部〉

1 基本方針

町は、災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航される。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被害状況等の調査及び情報収集活動
- イ 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- ウ 救援物資、人員等の搬送
- エ 消防庁、他縣市等からの災害応援要請に基づく活動

(2) 救助活動

- ア 捜索又は救助活動
- イ 高層建築物火災における救助活動
- ウ 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

遠距離の救急患者搬送、傷病者発生場所への医師等の搬送及び医薬品等の輸送

(4) 火災防御活動

- ア 被害状況等の調査及び情報収集活動
- イ 林野火災等における空中からの消火活動
- ウ 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（石川県危機管理監室）が必要と認める活動

3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱(平成9年4月23日)」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領(平成9年4月23日)」の定めるところにより運航される。

運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とされている。

4 支援要請

知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に支援の要請を行う。

- ア 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町内の消防機関の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより、消防防災航空隊緊急出動要請書を県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ（TEL 0761-24-8930、FAX 0761-24-8931）に提出する。

【申請書の内容】

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- カ 支援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

第5節 消防活動

〈総務部、消防本部〉

1 基本方針

町民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員、町職員はもとより町民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防本部及び自主防災組織と連携して町民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防御等に全機能をあげて当たる。

2 出火防止、初期消火

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、町民、事業所あげて出火防止に努めるとともに、町民、自主防災組織等が協力して初期消火に努める。

また、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかに、防災行政無線等による放送やラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなどして、町民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

3 応援要請

町長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

また、消防本部は町の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

4 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防本部は、七尾警察署と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

ア 火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車輛、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防本部は、災害時の火災の特殊性により次の事項に留意して、消火活動を実施する。

ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。

イ 多数の火災が発生している地区は、町民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等町民の安全確保を最優先に活動を行う。

- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、町民の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- エ 救急活動の拠点となる医院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携に努める。

5 救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、県に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第6節 健康管理活動

〈厚生部〉

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、町は、県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

町は、被災者等の健康管理に際し、町内の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。

また、保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発病予防に留意する。

第7節 救助・救急活動

《厚生部、消防本部》

1 基本方針

災害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、車輛事故等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。このため、町及び防災関係機関は、相互に連携して町民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、県や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 町民、自主防災組織及び事業所等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 消防本部は、救助隊を編成するとともに、七尾警察署や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車輛、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、町は、町民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

(3) 町自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第5節「消防活動」6による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第8節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第10節「災害救助法の適用」による。

第8節 災害医療及び救急医療

《県、厚生部、消防本部、医師会》

1 基本方針

災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、町は、(一社)七尾市医師会及びその他関係医療機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 実施体制

(1) 町長は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、石川県能登中部保健福祉センター長の助言を得て、七尾市医師会及び医療機関に医療救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、随時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行なう。

(2) 医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(3) 町長は、患者等の搬送や医薬品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施に当たり必要な措置を講ずる。

3 医療救護班体制

町は、他の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

(1) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者のトリアージ
- イ 傷病者に対する応急措置
- ウ 重症者の後方病院への搬送手続き
- エ 救護所における診療
- オ 避難所等の巡回診療
- カ 被災地の病院支援
- キ その他必要な事項

(注) トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、限られた人的、物的資源を最も有効に活用して重傷者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先度を定める行為である。

(2) 医療救護班の派遣

- ア 医療救護班の派遣は、県災害対策本部の指示に基づき、町が派遣を決定し、医療機関に要請する。

イ 町は、的確な医療救護活動を行うため、町内の医院、救護所の被害状況等を把握する。

ウ 町は、被災地の状況に応じ、適切な場所に順次医療救護班を派遣する。

エ 医療救護班の派遣は、発災後における応急措置がおおむね完了するまでの間とする。

4 救護所の設置

(1) 町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分できない場合には、救護所を設置する。

(2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日数を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所を設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。

6 重症患者の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、町又は県が行う。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は町及び消防本部が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第4節「消防防災ヘリコプターの活用等」に準ずる。

7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

(2) 輸血用血液

医療施設等から要請を受けた場合は、県へ調達を要請する。

8 医療機関のライフラインの確保

町は、電気、ガス、水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

9 個別疾患対策

町は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、医療機関の被災により受診の確保が困難な場合、県に受け入れ先の要請をする。

10 こころのケア対策

災害直後の精神科医療を確保するとともに、災害による心的外傷後ストレス傷害等の精神不安に対しては、被災者の心理的な安定を図るため、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングなど、継続的なケアを行う。

特に、影響を受けやすい高齢者や児童生徒については、相談活動などのきめ細かな対応を図る。

活動については、本章第24節「こころのケア活動」による。

第9節 水防活動

《経済部》

1 基本方針

町及び防災関係機関は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

2 町水防本部の組織

町水防本部は、町災害対策本部各部のうち、水防活動に関係の深い部で編成し、災害対策本部設置前には、水防業務の総括にあたり本部を総務庁舎内に置く。

また、水防活動を伴う災害対策本部が設置された場合には、町災害対策本部（事務局：総務課）に統合され、本計画に基づき水防活動にあたる。

3 監視、警戒活動

豪雨等によって河川の水位が上昇し、河川の堤防損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を町、県中能登土木総合事務所策定の「水防計画」の定めにより行う。

また、異常を発見したときは、状況を確認し、必要な措置を講じて被害の未然防止に努める。

4 応急復旧

水防計画等に基づき、町等の水防管理者が行う巡視により、水害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

なお、水防作業を行うにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面及び護岸の形態等も考慮して、有効かつその付近で使用材料が得やすい水防工法を選択する。

第10節 災害救助法の適用

〈県、総務部〉

1 基本方針

町長は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、救助に必要な施設、設備、人員等について、あらかじめ県と意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行う。

2 適用基準

災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

中能登町の災害救助法適用基準は、次のとおりである。

（人口15,000人以上～人口30,000人未満の場合）

- (1) 町内の住家滅失世帯数が50世帯以上の場合
 - (2) 石川県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が25世帯以上の場合
 - (3) 石川県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が多数である場合
 - (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき。
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）
- （注）上記に規定する住家が滅失した世帯の算定は次のとおりである。
- 1 住家の全壊（焼）又は流出した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
 - 2 住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
 - 3 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

3 適用手続

町内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込であるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。（災害救助法施行細則第1条）

救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認めるとき、その他必要があると認めるときは、知事の通知により救助の実施に関する職種の一部を町長が行う。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）による。

ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（令3条第2項）

5 災害救助法に基づく救助の実施

(1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。

(2) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、町長が行うこととする。この場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。（令第17条第1項）

6 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常町が、本章第7節「救助・救急活動」により実施する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和4年7月現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能					
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では、住宅を得ることができない者	(建設型応急住宅) 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 一戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内であればよい 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 福祉仮設住宅を設置できる 4 供与期間は2年以内					
			(賃貸型応急住宅) 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実状に応じた額とすること 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様					
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない場合	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)					
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
			全壊 全焼 流失	夏	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
				冬	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円
			半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬	9,900円	12,900円		18,300円	21,800円	27,400円	3,600円			

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
6	医療	災害により医療の途を失った者（あくまでも応急的な措置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助産	災害発生の以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者を捜索し又は救出するもの	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 通常、3日間経過以降は「死体の検索」に移行）
9	被災した住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり 1 大規模半壊・中規模半壊・半壊（焼）の場合 655,000円以内 2 準半壊の場合 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）	
10	学用品の給与	災害により、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学校児童 4,700円以内 ・中学生生徒 5,000円以内 ・高等学校等生徒 5,500円以内	災害発生の日から ①教科書 1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
11	埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
12	死体の捜索	災害の際、行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
13	死体の処理	災害の際、死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする	1 洗浄、縫合、消毒等 1体当たり 3,500円以内 2 死体の一時保存 ①死体一時収容施設利用時：通常の実費 ②上記が使用できない場合：1体当たり5,400円以内 ③検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる
14	障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	対象経費は、スコープその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費
15	輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第11節 交通規制

《県、経済部、七尾警察署》

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、道路、橋りょう、交通施設等の巡回調査に努め、危険が予測され、又は発生したときは、速やかに交通規制を実施する。

2 交通規制の実施機関及び理由

(1) 道路管理者等（県土木部及び町土木建設課）

ア 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。

イ 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。

(2) 公安委員会（公安委員会及び七尾警察署）

ア 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。

イ 道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。

ウ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

なお、道路管理者等と公安委員会その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

3 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに七尾警察署又は町に通報する。町が通報を受けた場合は、七尾警察署に速やかに通報する。

4 道路管理者等の実施要領

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

(1) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(2) 知事は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(3) 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。

- (5) 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

5 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導にあたる。

(1) 規制標識

- ア 道路法（昭和27年法律第180号）第45条（公安委員会の交通規制）によるもの。
- イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条（道路標識等の設置等）によるもの。
- ウ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）第1項によるもの。

(2) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- ア 禁止又は制限の対象
 - イ 区間又は区域
 - ウ 期間及び理由
- この場合には、迂回路を明示して、一般通行車輛の協力を求める。

6 運転者の取るべき措置

(1) 走行中の車輛は、次の要領により行動する。

- ア できる限り安全な方法により車輛を道路の左側に停止させること。
- イ 停車後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車輛を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。

(2) 避難のために、車輛は使用しないこと。

第12節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

《厚生部、七尾警察署、消防本部》

1 基本方針

町は、災害時において死亡していると推定される人について、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の捜索

町は、行方不明者及び遺体の捜索を七尾警察署及び消防本部の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

町は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を七尾警察署、七尾市医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、七尾警察署に検視（見分）を要請して、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族に引き渡す。

(2) 遺体の処理

町は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

町は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬にあたっては、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数により火葬しきれない場合は、県に応援要請を行う。

(2) 迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 10 節「災害救助法の適用」による。

第13節 ライフライン施設の災害応急対策

《経済部》

1 基本方針

電力施設、通信施設、下水道施設等のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の災害応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を構ずる。

(1) 動員体制の確立

町災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に災害応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、災害応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

また、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資機材の確保

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により、広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(8) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、隣接市町及び県に応援を要請する。

第14節 公共土木施設等の災害応急対策

《経済部》

1 基本方針

道路、河川、鉄道等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の災害応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者等は、被災した道路の橋りょう、トンネル、法面、路面等については被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車輛の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、町民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な県が指定する緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて七尾警察署の立会いを求め、直ちに撤去する。

3 河川等施設

(1) 応急措置

町は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合は、**第2章第3節「災害予警報別の伝達」**に定めるところにより速やかに関係機関等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、町、県中能登土木総合事務所策定の「水防計画」に基づき、町等の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

水防上危険であると思われる箇所の水防活動を実施し、二次災害防止の措置を行う。

4 鉄道施設

鉄道事業者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

ア 乗客に気象情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等乗客等の安全確保を図る。

イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

ア 被災状況を調査し、安全を確保した後、運転を再開する。

イ 被災した鉄道施設等については、迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については、広報する。

5 公園、緑地施設

公園管理者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園等においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

6 農地、農業用施設

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

7 公共建築物等

町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第15節 避難誘導等

〈総務部、厚生部、七尾警察署、消防本部〉

1 基本方針

災害により火災、危険物の漏えい、地すべり、山崩れ及びがけ崩れ等の危険から町民の生命、身体の安全を確保するため、町長は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施及び基準

町長等は、次の措置を講じる。

(1) 町長（災害対策基本法第60条）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、町長は、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。町長は、これらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 災害の発生により、町長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事が町長に代わって、本計画の定めるところにより避難の指示を実施する。

なお、知事は町長に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

エ 町長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第61条の2）

町長から避難の指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

前記（1）の町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊

急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに町長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(4) 水防管理者（水防法（昭和24年法律第193号）第21条）

水防管理者は、溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1) から (4) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

また、町は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、県等に助言を受けることができる。

(7) 避難指示等の発令方法

町は、避難指示等の発令に当たっては、町民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

ア 高齢者等避難の発令基準

町長は、洪水や土砂災害等により、人的被害の発生する可能性があるとき、避難行動要支援者等、避難に時間を要する人が円滑に避難できるよう高齢者等避難を発令することができる。

■ 避難指示等の発令区分と住民に求める行動

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のおそれがある ・洪水等に関する情報で「氾濫警戒情報」、「洪水警報」、「危険度分布：警戒（赤）」が発表された場合。 ・土砂災害に関する情報で「大雨警報（土砂災害）」、「危険度分布：警戒（赤）」が発表された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険な場所から高齢者等※1は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難の準備が整い次第、当該災害に対応した避難場所へ自主避難することが望まれる。
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のおそれが高い ・洪水等に関する情報で「氾濫危険情報」、「危険度分布：危険（紫）」が発表された場合。 ・土砂災害に関する情報で「土砂災害警戒情報」、「危険度分布：危険（紫）」が発表された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険な場所から全員避難 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※2への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※3を行う。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生または切迫している ・洪水等に関する情報で「氾濫発生情報」、「大雨特別警報（浸水害）」が発表された場合。 ・土砂災害に関する情報で「大雨特別警報（土砂災害）」が発表された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○命の危険 直ちに安全確保 ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※2への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※3を行う。

※1 高齢者等避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※3 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(注) 突発的な災害の場合、市町村長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難情報の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

資料：中能登町避難情報の判断・伝達マニュアル (R4.12)

イ 水位周知河川の避難行動の基準

県が水位周知河川の特別警戒水位を指定したことに伴う避難行動の基準については次のとおりとする。

水位危険度レベル	水位周知河川の水位	発表情報	気象情報・雨量	判断の時期
レベル1	水防団待機水位	水防警報（準備）	大雨注意報、洪水注意報	—
レベル2	氾濫注意水位	水防警報（出動）	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報	—
レベル3	避難判断水位	二宮川氾濫警戒情報 羽咋川氾濫警戒情報	大雨警報、洪水警報等	高齢者等避難発令
レベル4	氾濫危険水位	二宮川氾濫危険情報 羽咋川氾濫危険情報	土砂災害警戒情報	避難指示発令

※上記判断目安を基に、降雨、水位等の状況判断を加味して迅速に決定するもの。

ウ 土砂災害の避難行動の基準

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域（未指定の場合は土砂災害危険箇所・区域）における避難行動の基準については、次のとおりとするが、気象・降雨状況や現地での状況等を総合的に勘案し、迅速かつ適切な対応をとるものとする。

また、土砂災害においては、早期警戒、早期避難が重要であるが、町内すべての土砂災害危険箇所の監視は困難であることから、町は事前に住民に対し、前兆現象や降雨状況を捉え、住民の自主的判断により速やかに避難することをあらかじめ周知する。

石川県土砂災害情報システム	前兆現象	判断の目安	避難所の目安
2時間後予想雨量が土砂災害発生危険基準線を越えたとき。	—	土砂災害警戒情報発表	避難所開設準備
1時間後予想雨量が土砂災害発生危険基準線を越えたとき。	近隣で湧き水、地下水の濁り、量の変化等の確認。	高齢者等避難発令	避難所開設
実況雨量が土砂災害発生基準線を越えたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で斜面のはらみ、擁壁 ・道路等にクラック発生等の確認。 ・近隣で土砂災害の発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の確認。 	避難指示発令	—
			—

(8) 避難指示等発令の判断基準

避難指示等の発令は、災害の発生により危険が切迫し、町民を緊急に安全な場所に避難させる必要があると認められるときに行う。

町では、「避難情報に関するガイドライン」等に基づき、次のように、洪水や土砂災害に係る避難指示等の発令の判断基準を整備している。

■ 洪水に関わる避難指示等発令の判断基準

区分	二宮川 (二宮川橋)	長曾川 (濁川橋) 地獄谷川 (地獄谷川橋)	伝達内容
高齢者等避難 (警戒レベル3)	①避難判断水位【0.9m】に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合	①氾濫注意水位【0.6m】 (長曾川の場合は【0.7m】) に到達し、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ②堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合	1. 避難等の種類 2. 発令時間 3. 発令対象地区 4. 避難場所 5. 避難すべき理由 6. 注意事項
避難指示 (警戒レベル4)	①氾濫危険水位【1.1m】に到達した場合 ②避難判断水位【0.9m】を超え、氾濫危険水位【1.1m】に到達すると予測される場合 ③河川が氾濫するおそれがある場合 ④異常な漏水・侵食等が発見された場合	①水位が【1.0m】に到達した場合 ②避難判断水位【0.6m】 (長曾川の場合は【0.7m】) を超え、水位が【1.0m】に到達すると予測される場合 ③河川が氾濫するおそれがある場合 ④異常な漏水・侵食等が発見された場合	1. 避難等の種類 2. 発令時間 3. 発令対象地区 4. 避難場所 5. 避難すべき理由 6. 注意事項
緊急安全確保 (警戒レベル5)	①水位観測所の水位が堤防高【1.8m】に到達した場合 ②水位観測所の水位が危険水位【1.64m】を超え、堤防高【1.8m】に到達すると見込まれる場合 ③決壊や越水・溢水が発生した場合 ④異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ⑤樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 (発令対象区域を限定する)	①水位観測所の水位が堤防高【1.8m】 (長曾川の場合は【1.6m】) に到達した場合または到達すると見込まれる場合 ②破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される場合 ③決壊や越水・溢水が発生した場合 ④異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ⑤樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 (発令対象区域を限定する)	1. 避難等の種類 2. 発令時間 3. 発令対象地区 4. 避難場所 5. 避難すべき理由 6. 注意事項
解除	①河川水位の上昇ピークが過ぎ、避難判断水位を下回り、再上昇するおそれがなくなった場合 ②雨のピークが過ぎ、今後、降雨が縮小傾向にあると判断された場合 ③現地調査を行い、安全を確認した場合		1. 発令時間 2. 発令対象地区 3. 避難すべき理由 4. 注意事項

資料：中能登町避難情報の判断・伝達マニュアル (R4.12)

■ 土砂災害に関わる避難指示等発令の判断基準

区 分	判 断 基 準
<p>高齢者等避難 (警戒レベル3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
<p>避難指示 (警戒レベル4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
<p>緊急安全確保 (警戒レベル5)</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が確認された場合 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・近隣で土砂災害が発生した場合

資料：中能登町避難情報の判断・伝達マニュアル（R4.12）

3 避難の指示の内容、時期及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、町長は次の内容を明示する。

- ア 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- イ 避難対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- カ 出火防止の措置
- キ 電気（配電盤）の遮断措置

ク その他必要な事項

(2) 避難指示の時期

町長は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、町民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて、避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局地的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難行動要支援者に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、更に余裕を持って行う。

さらに、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、そのような事態が生じ得ることを町民にも周知する。

(3) 町民への周知

町長は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、音声告知端末、広報車、サイレン、ケーブルテレビ（なかのとチャンネル）、インターネット、携帯電話、緊急速報エリアメール、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民みずからの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

■避難指示等の伝達手段

伝達方法	内 容	伝達先	担当
防災行政無線	避難指示等を伝達する。	対象区域の住民全体	総務課
I P 告知端末	避難指示等を伝達する。	対象区域の住民全体	総務課
Lアラート	避難指示等を伝達する。	対象区域の住民全体	総務課
ケーブルテレビ	緊急L字放送する。	町内全域	情報推進課
広報車	町広報車両にて情報伝達を実施する。 また、消防団、警察に対して伝文を依頼する。	対象区域の住民全体	総務課
安全・安心メール	当該メールシステムに登録を行っている住民及び職員に対して情報をメールにて配信する。(予定)	登録を行っている住民及び職員	総務課
緊急速報メール (エリアメール)	緊急速報メールの配信条件に合致する場合に配信する。	町内全域	総務課
F A X ・ 電子メール	要支援者等に対する伝達を実施する。	避難行動要支援者の 事前登録者や福祉関係者等	長寿福祉課 総務課
ホームページ	インターネットを活用して情報を伝達する。	対象区域の住民を含めた不特定多数	総務課 情報推進課
戸別訪問	要支援者等に対する直接的な呼び掛けを民生・児童委員等に依頼する	対象区域の避難行動要支援者の事前登録者等	長寿福祉課 総務課

4 高齢者等避難の発令

- (1) 町長は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせる始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。
- (2) 浸水想定区域内にある高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難又は避難指示に関する情報を伝達する（水防法第 15 条）。
- (3) 町は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、前記 2 及び 3 を準用する。

5 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

6 警戒区域設定の周知等

- (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、町民への周知及び関係機関への連絡を行う。
- (2) 町長は、七尾警察署、消防本部等の協力を得て、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

7 避難者の誘導

避難者の誘導は、七尾警察署、消防本部及び町職員等が行うが、誘導にあたっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

8 避難所の開設及び運営

- (1) 避難所の開設が必要な場合は、本計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、七尾警察署、消防本部と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、町のみで困難なときは、県に応援を要請する。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。

- (2) 避難生活の対象者

- ア 住居等の被災者
- イ 避難指示などの対象地域の居住者
- ウ 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

- (3) 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県へ報告する。

- ア 避難所の名称
- イ 避難所開設の日時及び場所
- ウ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- エ 開設期間の見込み
- オ 必要な救助・救援の状況内容

(4) 避難等の状況把握

町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、七尾警察署等警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(5) 避難所の運営

ア 町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 避難所の管理運営等を適切に行うために、町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

ウ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

エ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、七尾警察署の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて町交通防犯推進隊に対しても協力を求め連携を図る。

オ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

カ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(6) 仮設トイレの設置

避難所の状況により仮設トイレを設置、管理する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(7) 要配慮者に対する配慮

避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所での生活が要配慮者の生活に著しく障害になっている場合は、適切な二次的避難所をあっせんするほか、必要に応じて旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(8) 要配慮者等の健康管理

町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

さらに、生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難所を含めた地区全体の健康管理に努める。

(9) 二次避難支援の実施

町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 旅館・ホテル等の活用

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(12) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(13) ペット動物の飼育場所の確保等

町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

9 広域避難対策

(1) 町は、被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

(2) 被災者の他地区への移送を要請した場合は、町職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

(3) 町は、県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

(4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、町はこれに協力する。

(5) 広域一時滞在

ア 町は、被災した場合において、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

10 帰宅困難者対策

町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

11 避難所外避難者対策

町は、区や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第16節 給水活動

《経済部》

1 基本方針

町は、災害により上水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、給水対策本部を設置するとともに、関係機関等に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

2 給水対策本部の設置、運営

町は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び町指定業者と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じ被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

ア 動員計画に基づき、作業員や技術者を速やかに動員配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に、復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、伝達

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、町及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。

(1) 町は、飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

ア 初期の応急給水活動は、拠点避難場所等及び医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。

イ 応援体制を整え次第、順次公園や集会所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。

ウ 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

(2) 応急給水目標の目安

災害発生から 3 日までは、3 ㍓/人・日 を耐震性貯水槽、給水車等より

災害発生から 10 日までは、20 ㍓/人・日 を配水幹線付近の仮設給水栓より

災害発生から 21 日までは、100 ㍓/人・日 を配水支線上の仮設給水栓より

災害発生から 28 日までは、約 250 ㍓/人・日 を仮設管からの各戸共用栓より

(3) 町で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

ア 給水に必要なとする人員数

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水車輛、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

(4) 自主防災組織は、災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、町の応急給水と併せ井戸水、涌き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

4 施設の応急復旧活動

町は、町民からの情報や職員による巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

(1) 貯水、取水、導水、浄水、配水施設等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

(2) 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(3) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(4) 町で施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあっせんを要請を行う。

ア 応急復旧作業に必要なとする人員数及び期間

イ 応急復旧作業場所

ウ 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

(5) 被災箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。

イ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

ウ 倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、止水栓又は仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 10 節「災害救助法の適用」による。

第17節 食料及び生活必需品の供給

《厚生部》

1 基本計画

町は、被災者、避難者及び災害応急対策現地従業者等に対して、食料、衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

町は、被災者、避難者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料、衣料等、生活必需品の確保状況等の情報を提供するとともに、その供給を実施する。また、町が自ら対応できない場合は、近隣市町及び県の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布や所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡し要請を行う。

町長は、災害時において炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情、及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を知事に通知する。

4 副食及び調味料の確保

(1) 副食及び調味料については、町が能登わかば農業協同組合やアル・プラザ鹿島等の民間事業者から調達する（「資料編2(1)参照」）。ただし、町で調達が困難な場合は、県に調達を要請する。

(2) 町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に規定）等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

5 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

6 生活必需品等の確保

(1) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、民間事業者との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

また、必要に応じて被災者、避難者に対し、確保状況等の情報を提供する。

(2) 被災地で求められている物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

7 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 町、県が指定する緊急輸送道路との接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し、物資輸送拠点を決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

(2) 町は、あらかじめ「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第10節「災害救助法の適用」による。

第18節 障害物の除去

《経済部、厚生部》

1 基本方針

災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

2 実施体制

町長は、被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

- (1) 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

4 障害物除去計画の作成

町は、道路、河川等の各施設管理者と連携をとりながら処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各所管施設における障害物の種類又は量を調査させるとともに、処理期間を考慮した計画を作成する。

5 障害物除去の方法

各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。

また、除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適切な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応した適切な場所

7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

(1) 湛水排除

町内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、町又は邑知潟沿岸土地改良区が排除する。

また、災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を要請する。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。宅地の土砂除去は、各戸が町の指定する場所まで搬出し、集積土砂は町が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物の除去は、(2)に準じて行う。

8 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、町は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量(濃度等)を調査し、公害防止対策を実施する。

9 障害物除去に関する応援、協力

障害物の除去が町のみでは困難なときは、近隣市町や県に応援、協力要請するなど、適切な措置を講ずる。

10 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第10節「災害救助法の適用」による。

第19節 輸送手段の確保

〈総務部、厚生部〉

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車輛等を使用する。

また、輸送関係機関等の保有する車輛等を調達するほか、広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。なお、町は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水及び救援用物資
- (3) 災害対策要員
- (4) 災害応急対策用資機材
- (5) その他必要な物資等

3 輸送車輛等の確保

(1) 鉄道輸送

復旧資材、救助物資等を鉄道輸送により緊急輸送を行う場合は、西日本旅客鉄道(株)の路線を通じて実施する。

また、西日本旅客鉄道(株)は、町長の求めに応じて、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行うよう措置を講ずる。

(2) 陸路輸送

復旧資材、救助物資等を自動車等により緊急輸送を行う場合は、町有車等で陸路輸送を実施する。この場合、町有車のみで十分な輸送が確保できないときは、町内自動車運送業者への委託又は車輛の借上げ等により緊急輸送を実施する。

また、緊急輸送に従事する車輛の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車輛の交通を禁止し、又は制限するほか、七尾警察署が臨時に交通規制を行う。緊急輸送に従事する車輛であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

(3) 航空輸送

町長は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、知事に航空輸送を要請する。

(4) 人力等による輸送

上記による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

4 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第10節「災害救助法の適用」による。

第20節 防疫、保健衛生活動

《厚生部》

1 基本方針

災害時においては、上水道の断水、家屋の半壊・浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

(1) 町は、防疫班（町保健センター職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族・昆虫の駆除、飲料水の消毒、感染症患者の隔離を実施する。

(2) 町は、防疫活動の状況を県に報告する。

(3) 町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、速やかに他の市町及び県に協力を要請する。

(4) 町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施するとともに、避難所、仮設住宅等を巡回して健康相談を実施する。

(5) 避難生活が長引く場合、町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、町は、県の指導・調整のもとに必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。

(2) 避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

(3) 避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分に注意する。

4 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 町は、防疫用資材の備蓄に努める。防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

5 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、県の定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により、県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

第21節 要配慮者の安全確保

《厚生部》

1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

このため、町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

町は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて区長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

町は、災害により町民避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する区等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

ア 被災状況等の把握

町は、避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や介護職員等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努める。

(4) 二次避難支援の実施

町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防本部へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所(資料編4(5)「指定避難所及び指定緊急避難場所」参照)等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を町、県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入所者の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

町は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

町は、防災行政無線や広報車等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センター等の相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。なお、状況に応じて通訳等が必要な場合は、県に派遣要請を行う。

第22節 ボランティア活動の支援

《厚生部》

1 基本方針

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) ボランティア現地本部の設置

災害対策ボランティア本部が設置されたときは、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、町及び社会福祉協議会は県と連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(2) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

災害対策ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、町及び日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握及び報告

災害対策ボランティア本部は、町災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。

また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

(2) ボランティアの受け入れ

ボランティア申出者を受付けし、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成し、災害対策ボランティア本部に報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付け及び相談

被災住民等からのボランティア派遣の要請の受付窓口として、受付や相談に応ずる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、県、町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連携を図るとともに、安全な活動のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第23節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

《厚生部、経済部、消防本部》

1 基本方針

町は、被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として町が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が町長の指示により実施する。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、町が定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理を実施する。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

ア し尿処理（仮設トイレの必要数と設置に要する人員及び車輛台数、し尿収集運搬車輛台数と人員、し尿処理受入先）

イ 生活ごみの処理（収集運搬車輛台数と人員数、処理受入先）

ウ がれきの処理・処分

エ 応援者の宿泊場所等の確保

(3) 県等の応援

町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて処理を実施する。

3 被災地の状況把握

町は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

(1) 一般廃棄物処理施設（下水処理施設等）、中継基地等の被害状況

(2) 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法

(3) 生活ごみの発生見込み量及び処理方法

(4) 全半壊(焼)建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物は、七尾市に委託し、ななかりサイクルセンター及びななか中央埋立場で処分する。

また、人員、車輛等が不足する場合は、各種団体等の車輛、特殊車の借上げ使用、又は業者に請負等の措置を講ずる。

- (2) 産業廃棄物は、事業主が現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車輛により搬出し、産業廃棄物処理業者の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

また、事業主が機械、運搬車輛及び処理施設を備えていない場合は、町又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 災害時における廃棄物の処理目標

- (1) 一般廃棄物

町長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に、町が定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、処理を実施する。

ア し尿の収集処理量

し尿発生量 1.34 ㍓/人日

- ①避難所からのし尿の発生量+②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量+③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量=要総処理量

イ 生活ごみ（家庭ごみ、粗大ごみ）の収集処理量

家庭ごみ発生量 1,012 g/人日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.54 トン/棟

- ①避難所からのごみの発生量+②住民の在宅している世帯からのごみの発生量+③通常時の粗大ごみの発生量+④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量=要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.41 トン/㎡

火事残渣がれき発生量 60 トン/棟

- ①解体建築物のがれきの発生量+②火事残渣のがれきの発生量=要総処理量

- (2) 産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

- (1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

町は、し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。

また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

(4) 被災者への広報

仮設トイレの設置場所等については、防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ、インターネット、広報車及び看板等で被災者に周知徹底する。

7 廃棄物の応急的処理

町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車輛に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCB が含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。

また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ・し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員・器材の確保を図る。

(4) 掃除義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により、運搬車輛の走行が困難な地域においては、各家庭に対して町の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の最終処分

収集、搬出した生活ごみの処理は、分別搬入や仮置き場における選別を進め、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなど、環境衛生上支障のない方法で行う。

し尿の処理は、下水処理施設で処理するほか、必要に応じて七尾市に要請するなど、環境衛生上支障のない方法で行う。

(6) 応急汚物容器の確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な汚物容器を配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

(8) 町民への広報、協力依頼

一般廃棄物等の集積場所や収集日等については、防災行政無線等で周知徹底し、町民への協力依頼を積極的に呼びかける。

8 下水処理施設等の復旧

町は、下水処理施設等が被災した場合は衛生上に十分注意するとともに、汚物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、下水処理施設等の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

第24節 こころのケア活動

《厚生部》

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた町民や、避難所において精神的ストレスを受けている町民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

町は、県と協議して精神保健対策を実施する。

3 精神科医療活動

町は、避難所に精神科救護所を設置する。

- (1) 災害直後に既存の精神科医療機関が対応できない場合、必要に応じて石川県能登中部保健福祉センターあるいは町保健センターに、精神科救護所を設置する。
- (2) 精神科救護所を設置しない場合にも、石川県能登中部保健福祉センターが精神科救護活動に協力する診療協力医療機関を確保する。
- (3) 石川県能登中部保健福祉センターは、被災精神障害者の継続的医療の確保と精神疾患の急発・急変への救急対応を行う。

4 精神保健医療班の編成

- (1) 石川県能登中部保健福祉センター長は、必要があると認めたときは、精神保健医療班（精神科医、保健師、精神保健福祉士）を編成し、被災地におけるコーディネート機能の強化を図るとともに、医療救護班、健康管理班と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。
- (2) 精神保健医療班は、積極的に避難所等を訪問し、被災者の心のケア活動を行う。

ア 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて七尾児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

イ 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

第25節 住宅の応急対策

〈経済部、会計部〉

1 基本方針

町は、家屋に被害を受け自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(3) 被災者に対する住宅相談所の開設

町は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報提供や被災住宅の応急復旧方法等、再建に向けた相談・助言を行う。

(4) 町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第 10 節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。ただし、災害発生直後における町民の対策については、本章第 15 節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位		内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用 一般民間(親戚等を含む。)の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居 既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・ 災害復興住宅建設補修資金 ・ 一般個人住宅災害特別貸付 ・ 地すべり関連住宅貸付 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設 災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)	災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資 自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅建設補修資金)して補修する。
		(2) その他公費融資 低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のために県(委託したときは市町)が応急的に補修する。	
障害物の除去	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために、県又は市町が除去する。

- (注) ① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- ② 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- ③ 「住宅の修繕」のうち2の(1)の融資及び3の修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- ④ 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

第26節 文教対策

《教育部》

1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において、石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 学校長は、被害状況を速やかに調査し、教育委員会との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等の使用については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

3 応急教育施設の予定施設

- (1) 被害を受けた場合又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない(避難所として利用される場合を含む。)程度の場合	1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない(避難所として利用される場合を含む。)場合	1) 公民館等公共施設を利用する。 2) 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	1) 町民の避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 2) 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、町民、児童生徒に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について町厚生部と協議する。
- (4) 児童生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を要請するとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校等の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた災害応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在校時の安全確保
迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を講ずる。
- (2) 登下校時の安全確保
情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童生徒の安否確認
在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。
- (4) 被災した児童生徒の健康保健管理
身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材、学用品の調達及び寄与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、町教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、**本章第 10 節「災害救助法の適用」**による。

7 給食措置

(1) 児童生徒の対策

町は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

(2) 物資対策

教育委員会は、被害を受けた物資の状況を中能登教育事務所を經由して、県教育委員会に速やかに報告する。

8 保健衛生

教育委員会は、町厚生部と密接な連絡をとり、本章第 20 節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、町厚生部と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を町厚生部の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、町厚生部の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

9 教職員の健康管理

災害応急対策が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、教職員の身体的、精神的な健康管理に留意する。

10 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、町や防災関係機関と十分に連携を取り、避難所の円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

11 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生するおそれのある場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町又は町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、県教育委員会、町又は町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財は、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

(4) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 防災対策の意識啓発と予防対策

町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

町教育委員会は、自らが管理する文化財の防災対策を実施するほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防本部と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

第27節 応急金融対策

《会計部》

1 基本方針

災害時において、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、町民の生活の安定を図る。

2 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

町内の金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて、金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

4 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に町民に提供するよう努める。特に3で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第28節 農林産物災害応急対策

〈経済部〉

1 基本方針

町は、災害から農林産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

2 農産物関係

(1) 水稻改植用苗の確保

水害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、県に被災地向け改植用苗の要請をするとともに、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

(2) 病虫害防除対策

ア 防除の実施

水害等により発生が予想される水稻の病虫害防除の対策は、県の指示により、町の定める防除計画に基づき、防除の実施を要請する。

イ 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、能登わかば農業協同組合及び農薬従事者に対して、手持農薬の緊急供給を依頼する。

また、必要がある場合においては、県に要請を行う。

ウ 防除器具の確保

町内の防除器具を整備し、把握し又は借上げし、必要に応じて緊急防除の実施に際して、集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

3 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染病疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、県北部家畜保健衛生所、能登わかば農業協同組合、中能登農業共済組合、獣医師会等の協力を得て、家畜防疫班、家畜診療班、消毒班を組織し、次の必要な防疫を実施する。

ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の火葬場若しくは死亡獣畜取扱場において、焼却又は埋却する。

イ 被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、防疫班を組織し、必要な措置を実施する。

ウ 被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜防疫班及び消毒班を組織し、消毒等必要な防疫措置を実施する。

エ 家畜に対する診療

災害のため家畜が診療を正常に受けられないときは、県の家畜診療班を被災地に派遣し、災害等による疾病の診療に当たるよう要請する。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。

また、町は、必要があると認めるときには、避難所の選定、避難の方法等についての措置を講ずる。

(3) 飼料の確保

災害等により飼料の確保が困難になったときは、県に飼料の必要数量の確保及び供給について、あっせんの要請を行う。

4 林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止するため応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者にそれぞれ伐採木の早期搬出及び作業場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を要請する。

(2) 台風等による立木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出し、整理して、病虫害発生予防措置をとるよう、関係者に周知徹底を図る。

第29節 自衛隊の災害派遣

〈県、総務課〉

1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、町及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう、的確な情報提供に努める。

2 派遣の要請

(1) 自衛隊の派遣の要請は、知事が行う。

ただし、第九管区海上保安本部長又は小松空港事務所長がその業務に関連して派遣を要請した場合を除く。

(2) 町長からの要請等

ア 町が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、

- ・ 現に実施中の応急措置の概況
- ・ 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- ・ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者
- ・ その他参考となるべき事項

等を明らかにした文書で知事あて（県危機対策課）に申し出る。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

イ 通信の途絶等により、町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、町内に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

(3) 知事は（2）による町長からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、それぞれ次の事項（以下「要請事項」という。）を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

[要請事項]

- ・ 災害の情况及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

■派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-5171（内線235）
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250（内線2548）
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101（内線231）

3 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を町長に通知する。

■自衛隊の災害派遣活動の内容

活動	内容
(1) 被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車輛、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6) 道路または水路の啓開	道路又は水路が破損し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7) 応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8) 人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10) 救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
(11) 危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

活 動	内 容
(12) その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて町が準備する。
- (2) 応援復旧、災害救助作業等に必要な機材、消耗品等は県及び町が準備する。

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救護活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救護活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

第5章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 公共施設災害の復旧

《総務部、経済部》

1 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、人心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、町長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、町は、特定大規模災害等を受けた場合、工事の実施体制等町の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると判断される場合は、県に工事を要請することができる。

県は、町から要請があり、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、町に対する支援を行う。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - ウ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - オ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - カ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林業施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道施設災害復旧事業計画

- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (6) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (7) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大規模災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業を決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の災害の発生のおそれがあると認められるものについては、県、町単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県にあっせん又は調整を要請する。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第 33 条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

〈総務部、会計部〉

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、町が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (6) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (7) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 災害復旧資金

県は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

第3節 被災者への融資・支給

〈総務部、会計部〉

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害発生後の町民生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林業者（以下「被害農林業者」という。）又は農林業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。

- (1) 能登わかば農業協同組合及び中能登農業共済組合が被害農林業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林業者又は被害組合に対して、天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
- (3) 被害農林業者に対して、(株)日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

3 中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずる。

- (1) 地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (2) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

4 住宅金融支援機構資金のあっせん

(1) 災害復興住宅資金

町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

この場合、資金の融資を早くするために、町は、被災者が機構に対して負うべき責務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、町は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

5 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、町社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、町、民生委員の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

県は、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

7 災害援護資金の貸付

町は、「中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例」で定める災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。（「資料編 1（7）（8）参照」）

8 災害弔慰金の支給

町は、「中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例」で定める災害により死亡した町民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。（「資料編 1（7）（8）参照」）

9 災害障害見舞金の支給

町は、「中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合に、精神又は身体に「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」別表に掲げる程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。（「資料編 1（7）（8）参照」）

10 被災者生活再建支援制度に基づく支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給する。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

11 制度の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

第4節 被災者の生活確保のための緊急措置

《総務部、厚生部、会計部》

1 基本方針

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、町民を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、町及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 生活相談

(1) 町役場庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。

(2) 住宅再建に対する相談については、県、町及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

(3) 町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ただし、町だけで対応できない場合は、県に応援要請する。

6 町税等の徴収猶予及び減免の措置

町長は、被災者の納付すべき町税及び各種使用料等について、条例及び規則の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、町税、各種使用料等（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

7 公営住宅等の整備

町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は消失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

8 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、町は国に対し無償借受等の申請を行う。

9 災害廃棄物の処理等

(1) 町は、町が定める「災害廃棄物処理計画」等に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第5節 災害義援金・義援物資の配分

《会計部》

1 基本方針

被災者あてに寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画を立て、确实、迅速に配分を行う。

また、義援物資の受入・管理・配分の窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

2 義援物資の募集

町は、受け入れを希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。

また、町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

3 義援金・義援物資の受付

寄託された義援金及び義援物資の受付等については、会計部がこの業務にあたる。

4 義援金の配分

会計部は、配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金・義援物資の輸送

県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、会計部が各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

6 義援物資保管場所

義援物資の保管場所（倉庫等）については、「ふるさと創修館」、「ラピア鹿島」、「カルチャーセンター飛翔」とし、災害の状況によっては、各学校の体育館とする。

第6節 復興計画

《全部局、関係機関》

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や町民の意向を勘案して、迅速な現状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、町は、特定大規模災害による被害を受けた場合、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、県、国と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県、国との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 町は、再度の災害防止により快適な住環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、町のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に都市計画決定等を要請することができる。県は、町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(5) 町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、県は必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

第6章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、本計画の各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

町及び各機関は、緊急時における関係機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、町及び各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話(株)災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害を想定した訓練の実施

町は、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて町民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や町災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

町は、県や国、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、警察や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、本編 第5章 復旧・復興計画及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。